

安平町子ども・子育て支援事業計画 (令和2年11月変更版)



安 平 町

はじめに

本町は、平成 23 年に「安平町次世代育成支援対策行動計画＜後期計画＞」を策定し、子育て中の家庭はもとより、地域と行政が一体となって、町内にある全ての資源や環境特性を最大限に生かしながら、総合的に計画を推進し、より子育てしやすいまちを目指して施策を開拓してきました。

一方で、平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て関連 3 法」に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年 4 月から施行され、前計画である「安平町次世代育成支援対策行動計画＜後期計画＞」の実施状況を踏襲した「安平町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、平成 27 年度から令和元（平成 31）年度の 5 年間で実施してきました。この度、令和 2 年度から令和 6 年度を期間とした第 2 期計画を策定しました。

第 1 期安平町子ども・子育て支援事業計画は、安平町次世代育成支援対策行動計画計画の基本理念である「ぬくもりにあふれるまちで 育み合い 子どもの笑顔をみんなで支援」

～若者が働き、結婚し、子どもを生み育てながら安心して暮らせるまちづくり～

を継承し、子育てしやすい環境づくりはもちろんのこと、産業振興や人口増加対策など地域活性化の施策とも連携し、若者がこの町に住み、家庭を持ち、子どもを生み育てることに夢が持てるまちづくりを目指し、子どもと子育てを取り巻く福祉、教育、保健、医療、環境、住宅などのあらゆる施策を盛り込む中で実施してきました。

この間当町では、日本ユニセフ協会との協働による「日本型子どもにやさしいまちモデル検証作業」の委嘱団体に全国の自治体の中から選ばれた 5 団体の内のひとつとして実施してきました。この「子どもにやさしいまちづくり」の理念は、『子どもの人権擁護』と『子どもの社会参画』が大きな柱となっています。

これらの経緯を踏まえ、第 2 期計画では新たな基本理念として

「子どもにやさしいまちづくり」

とし、これまでの基本理念から一段階発展させる形で施策を開拓して参ります。

本計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました「安平町子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、ニーズ調査にご協力いただきました保護者の皆さん、町民の皆さんに心から感謝とお礼を申し上げます。

令和 2 年 3 月

安平町長 及川 秀一郎

目次

第1章 計画策定にあたって	6
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間	
4 計画策定体制	
第2章 子どもを取り巻く環境	10
1 人口の推移と将来推計	
(1)総人口	
(2)年齢別人口比率	
(3)出生数の推移	
2 生産年齢人口・就業者人口の推移	
3 子育て支援サービスの現状	
(1)認定こども園等利用者数	
(2)子育て支援センターの状況	
(3)放課後児童クラブ利用者数	
4 母子保健事業の状況	
(1)思春期保健対策、性教育	
(2)妊娠・出産への情報提供・相談、父親の育児参加	
(3)不妊対策	
(4)新生児訪問、乳幼児健診、発育・発達支援	
(5)歯科衛生	
(6)予防接種	
(7)育児相談、生活のリズムづくり、食育、乳幼児の事故対策	
(8)未熟児養育医療	
(9)エキノコックス症対策	
(10)小児救急医療支援事業	
(11)子育て世代包括支援センター・子ども家庭総合支援拠点の設置	
6 次世代育成支援対策行動計画の取り組みと評価	
第3章 計画策定の考え方	20
1 基本理念	
2 支援項目	

- (1)子どもの育ち
- (2)親と子の育ち
- (3)地域ぐるみで子育て支援
- (4)仕事と生活の調和
- (5)全ての子育て家庭への支援

3 施策体系

第4章 幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業 ・・・・・・ 24

- 1 幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定
- 2 幼児期の学校教育・保育の必要想定人数、提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 3 地域子ども・子育て支援事業の必要想定人数、提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - (1)利用者支援事業
 - (2)時間外保育事業（延長保育事業）
 - (3)放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
 - (4)乳児家庭全戸訪問事業
 - (5)養育支援訪問事業
 - (6)地域子育て支援拠点事業
 - (7)子育て短期支援事業（ショートステイ）
 - (8)幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業（預かり保育）
 - (9)一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）
 - (10)病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）
 - (11)子育て援助活動支援事業（就学後）
 - (12)妊婦に対する健康診査
- 4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保等の内容
 - (1)認定こども園の普及・発展に係る基本的考え方
 - (2)教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性
 - (3)地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携
 - (4)認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等の連携
 - (5)子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保内容
- 5 安平町ならではの「遊び」を中心とした「子どもにやさしいまちづくり」の推進に関する体制の確保の内容
 - (1)遊びの普及・発展に係る基本的考え方
 - (2)子どもにやさしいまちづくりの理念の普及に係る基本的な考え方

第5章 施策の展開 ······ 37

1 子どもの育ち

基本目標1：子どもの健やかな成長のための支援

- (1)就学前教育・保育の充実
- (2)学校教育環境
- (3)生きる力を育む教育
- (4)健やかな体を育む教育
- (5)信頼される園・学校づくり
- (6)世代間交流
- (7)ふるさと教育・学社融合

基本目標2：青少年の健全育成

- (1)子どもの権利保障の推進
- (2)非行・犯罪被害防止活動
- (3)子どもの居場所づくり
- (4)思春期保健対策等

2 親と子の育ち

基本目標1：母親と子どもの健康

- (1)安全・安心な妊娠出産支援
- (2)乳幼児と母親の健康の確保
- (3)食育・地産地消の推進

基本目標2：親育の支援

- (1)家庭における教育力の向上
- (2)育児不安軽減のための支援

3 地域ぐるみで子育て支援

基本目標1：生活環境の整備

- (1)居住環境・公園整備
- (2)交通・道路環境整備
- (3)定住促進・結婚支援

基本目標2：地域における支援

- (1)保育サービス
- (2)子育て支援サービス
- (3)子育て支援ネットワーク・ボランティア
- (4)子育て家庭への経済的支援

4 仕事と生活の調和

基本目標1：ワーク・ライフ・バランスの推進

- (1)家庭や職場の意識改革

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化を受けて、子ども・子育て支援については、平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」及び「少子化社会対策基本法」等に基づき、総合的な施策が講じられてきましたが、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び「子ども・子育て支援法及び就学前の教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の「子ども・子育て関連3法」の制定により、子ども・子育て支援の新たな制度が創設されました。

市町村は、この新しい制度の実施主体として、全ての子どもに良質な成育環境を保障するため、それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うことが求められています。また、国や都道府県は、市町村の取組みを重層的に支える仕組みとなっています。

また、「次世代育成支援対策推進法」は、10年間の時限立法として集中的・計画的な取組により、仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備等が一定程度進みましたが、依然として少子化の流れが加速し、子どもが健やかに生まれ育成される社会が実現したとまでは言えず、次世代育成支援対策の取組をさらに充実していく必要があることから平成37（令和7）年3月まで10年間の延長となりました。

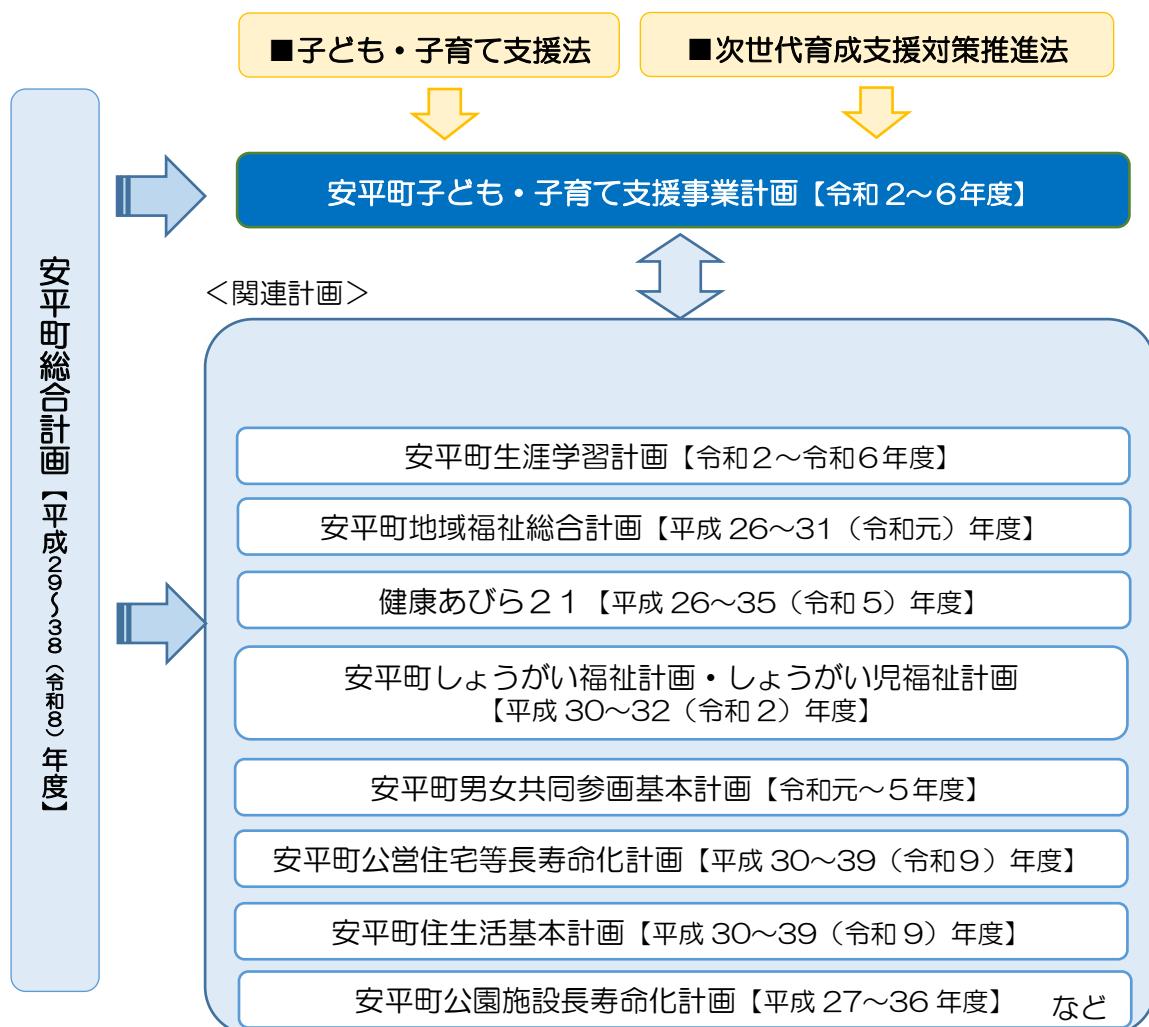
安平町は、これら法律の基本理念や子ども・子育て支援の意義を踏まえつつ、これまでの町における少子化対策・子育て支援に関する施策を推進するための指針としてきた「安平町次世代育成支援対策行動計画＜後期計画＞」の実施状況の分析、評価を行った上で、「安平町次世代育成支援対策行動計画」の次期計画と一緒にものとして、現在の利用状況や保護者の利用希望を把握するとともに、地域住民の意見を反映させ、地域の実情に応じて具体的な目標を設定した「安平町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

この「安平町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、安平町は国や北海道等の地方公共団体と連携し、子ども・子育て支援の環境整備や施策を推進するとともに、地域住民が子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、協働し、それぞれの役割を果たせるような取組みを推進して参ります。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に当たり、策定が任意となった改正後の次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」を包含するものでもあります。また、本計画を平成19年に策定された「安平町総合計画」の子ども・子育てに関する分野の部門別計画として位置付け、「安平町生涯学習計画」や「安平町地域福祉総合計画」など子ども・子育て支援に関する事項を定める計画との間の整合性を図ります。

子どもと子育てを取り巻く福祉、教育、保健、医療、環境、住宅などのあらゆる施策を総合的、一体的に推進し、『子どもにやさしいまちづくり』の指針となるよう、安平町の子ども・子育て支援に関する施策が一覧できるように作成するものです。



3. 計画期間

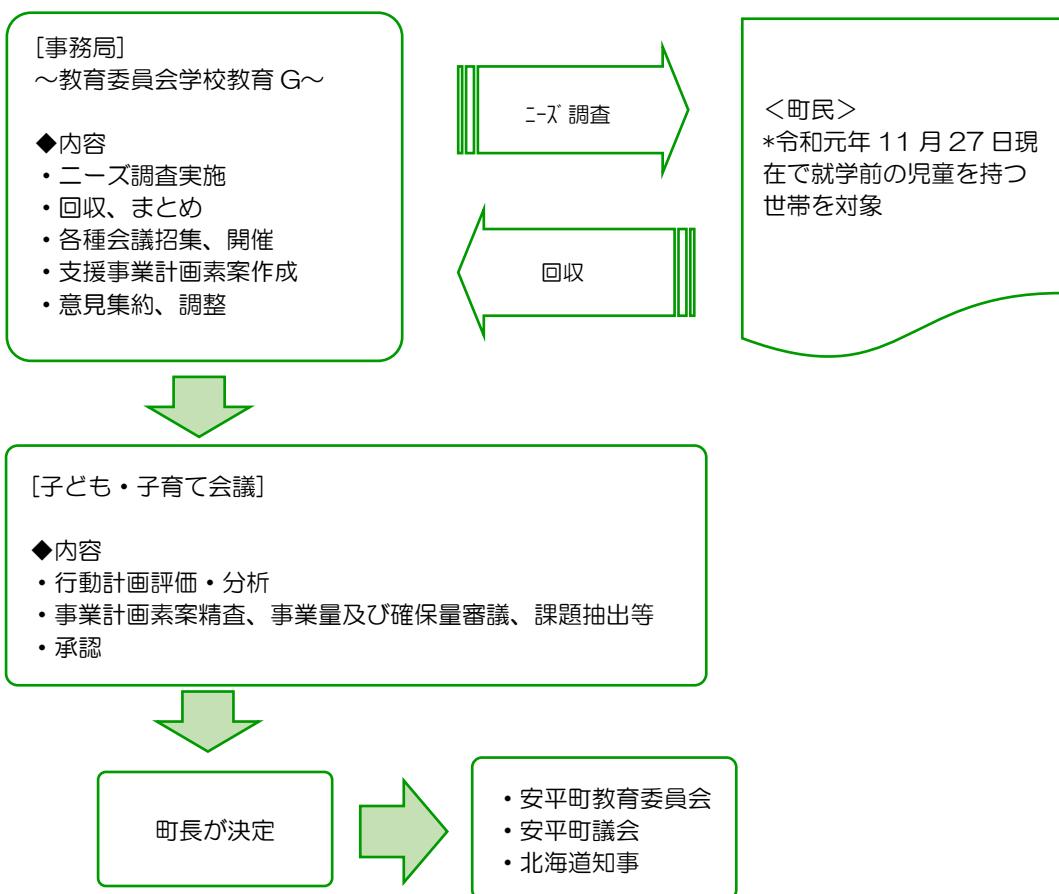
令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。



*安平町子ども・子育て支援事業計画（平成27～31年度）（以下「第1期計画」という。）

*安平町子ども・子育て支援事業計画（令和2～6年度）（以下「第2期計画」という。）

4. 計画策定体制



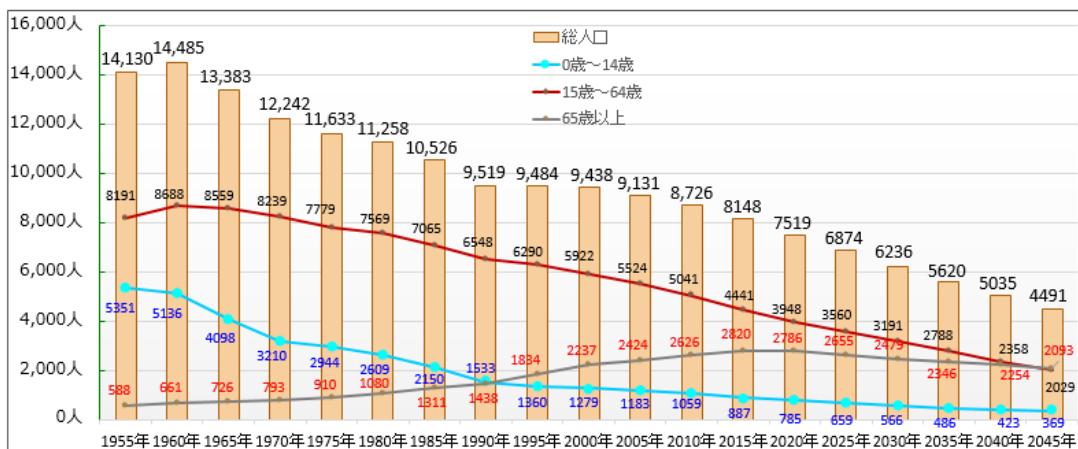
第2章 子どもを取り巻く環境

1. 人口の推移と将来推計

(1) 総人口

本町の人口は、毎年確実に減少しています。下記のグラフは、国立社会保障・人口問題研究所が発表している将来推計も表示されています。推計では、25年後2045年には合併時の人口のおよそ半分となります。

■安平町の総人口の推移と将来推計（1955年（昭和30年）～2045年（平成37年））



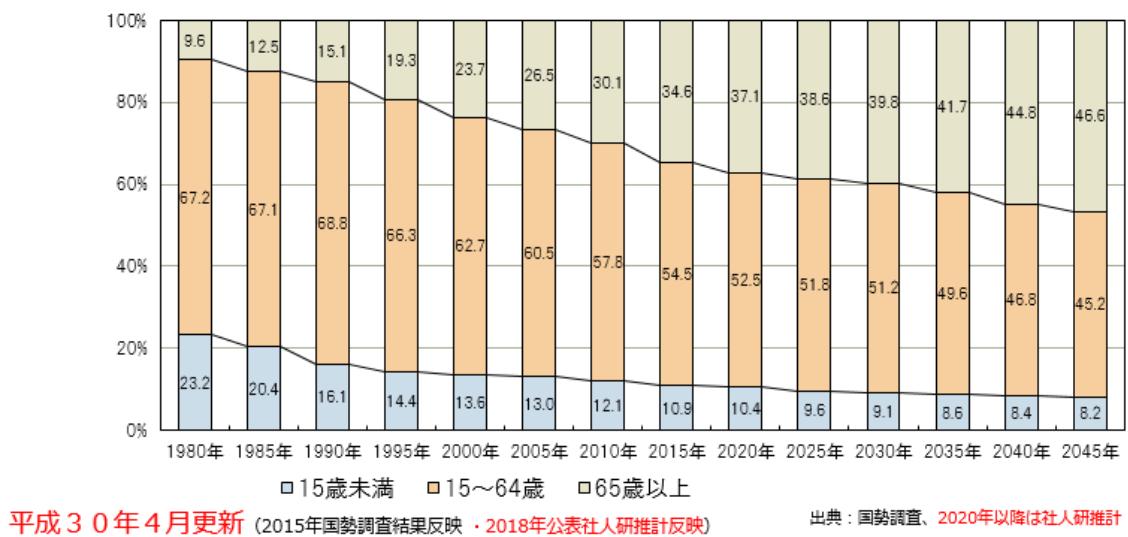
平成30年4月更新（2015年国勢調査結果反映・2018年公表社人研推計反映）

出典：国勢調査、2020年以降は社人研推計

(2) 年齢別人口比率

平成22（2010）年には高齢者（満65歳以上）の割合が3割を超え、現在では高齢者が子どもの3倍以上の比率となるなど、超少子高齢社会に突入した我が国情勢が、当町にそのまま当てはまる状況となっている。

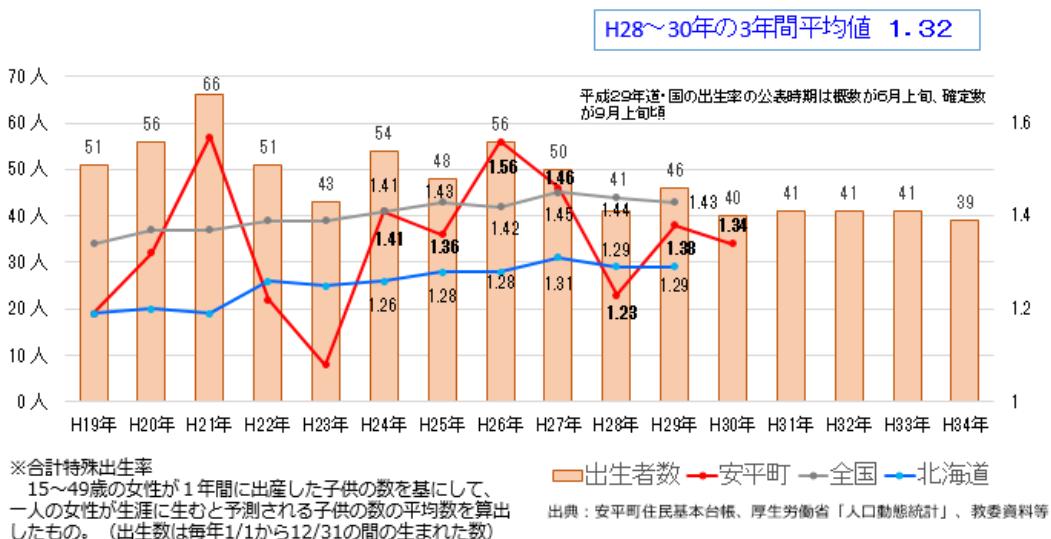
■安平町の年齢3区分別人口推移と将来推計（1980年（昭和55年）～2045年（平成37年））



(3)出生数の推移

近年の出生数は、人口規模の少なさから年ごとに波はあるものの緩やかな減少傾向にあり、合計特殊出生率においても全国よりも低い数値で推移している。ただし、令和元（平成31）年は、55名の方が誕生（内、2名転出）し、予測を上回っています。

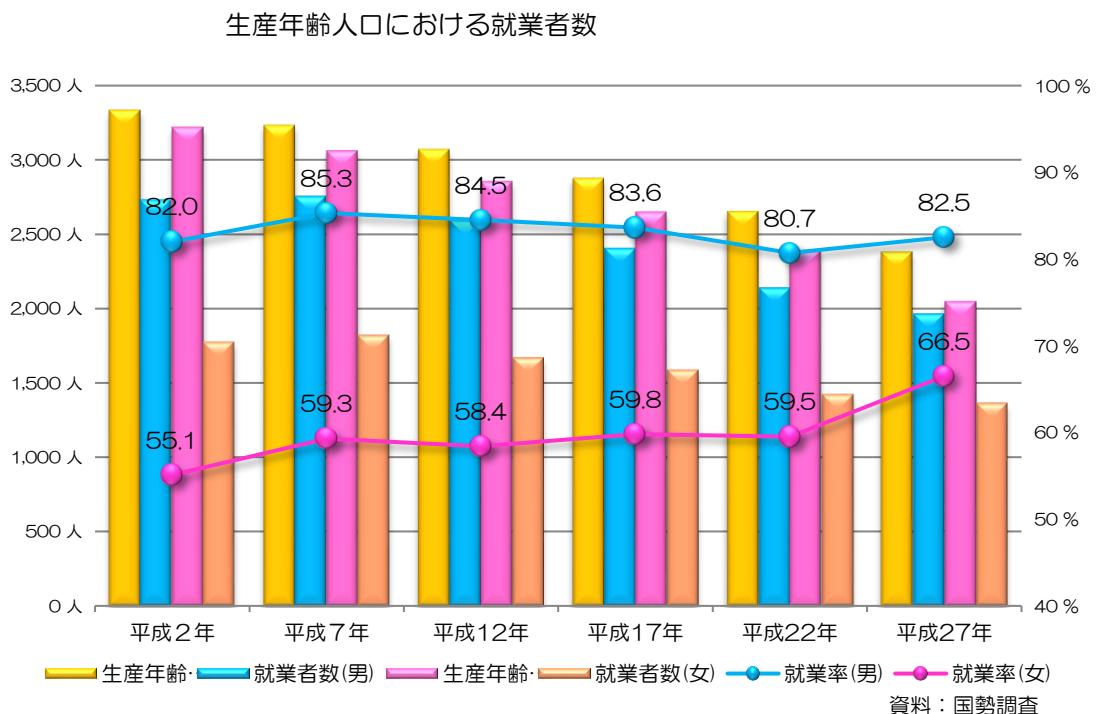
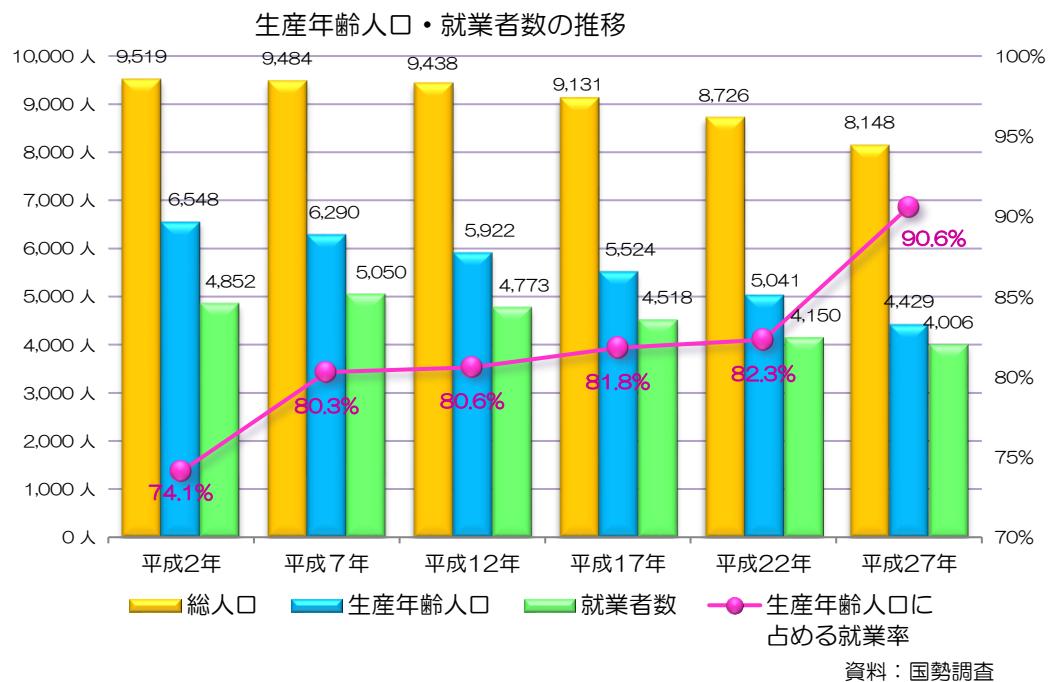
■安平町における出生数推移・将来推計と合計特殊出生率



平成31年4月更新 (出生者数は平成30年まで実数値、以降の出生者数は教育委員会の子ども子育て会議資料より抜粋（予測）)

2. 生産年齢人口・就業者人口の推移

平成27年度国勢調査における本町の生産年齢人口に占める就業率は90.6%となっており、増加傾向にあります。また、男女別にみると男性は概ね横ばいであるものの、女性については増加傾向



3. 子育て支援サービスの現状

第1期計画策定期階（平成26年度）の町内の保育関係施設設置状況は、町立幼保連携型認定こども園が1ヶ所、私立認可保育所1ヶ所、町立幼稚園1ヶ所、へき地保育所1ヶ所、子育て支援センター2ヶ所、放課後児童クラブ2ヶ所、児童センター1ヶ所、児童館1ヶ所でした。

第1期計画に基づき、平成28年度に町立幼保連携型認定こども園を民営化（公私連携型認定こども園）し、翌平成29年度には追分地区にある私立認可保育所・町立幼稚園・へき地保育所を統合・民営化し公私連携幼保連携型認定こども園を設置しました。これにより、平成29年度以降の保育・教育施設は、公私連携幼保連携型認定こども園2カ所となりました。また、各園の民営化と同時に子育て支援センター、放課後児童クラブ、児童センター、児童館をそれぞれ認定こども園設置法人が運営する仕組みとしました。このような変遷を経ながら、子育て家庭の援助体制や放課後の留守家庭児童の健全育成の充実を図るため、積極的な支援事業を行ってきました。

【保育関係施設設置状況変遷】

施設名	平成26年度	令和元年度	備考
町立幼保連携型認定こども園	はやきた子ども園	なし	平成28年度より公私連携へ
私立認可保育所	追分保育園	なし	平成29年度よりおいわけ子ども園へ
町立幼稚園	追分幼稚園	なし	//
へき地保育所	旭保育園	なし	//
公私連携幼保連携型認定こども園	なし	はやきた子ども園 おいわけ子ども園	早来は平成28年度から、追分は平成29年度から開始
子育て支援センター	早来地区 1カ所 追分地区 1カ所	早来地区 1カ所 追分地区 1カ所	早来は平成28年度から、追分は平成29年度から園運営法人が実施
放課後児童クラブ	早来地区 1カ所 追分地区 1カ所	早来地区 1カ所 追分地区 1カ所	両地区とも平成29年度から園運営法人が実施
児童センター	早来地区 1カ所	早来地区 1カ所	平成29年度から園運営法人が実施
児童館	追分地区 1カ所	追分地区 1カ所	//

(1)認定こども園等利用者数

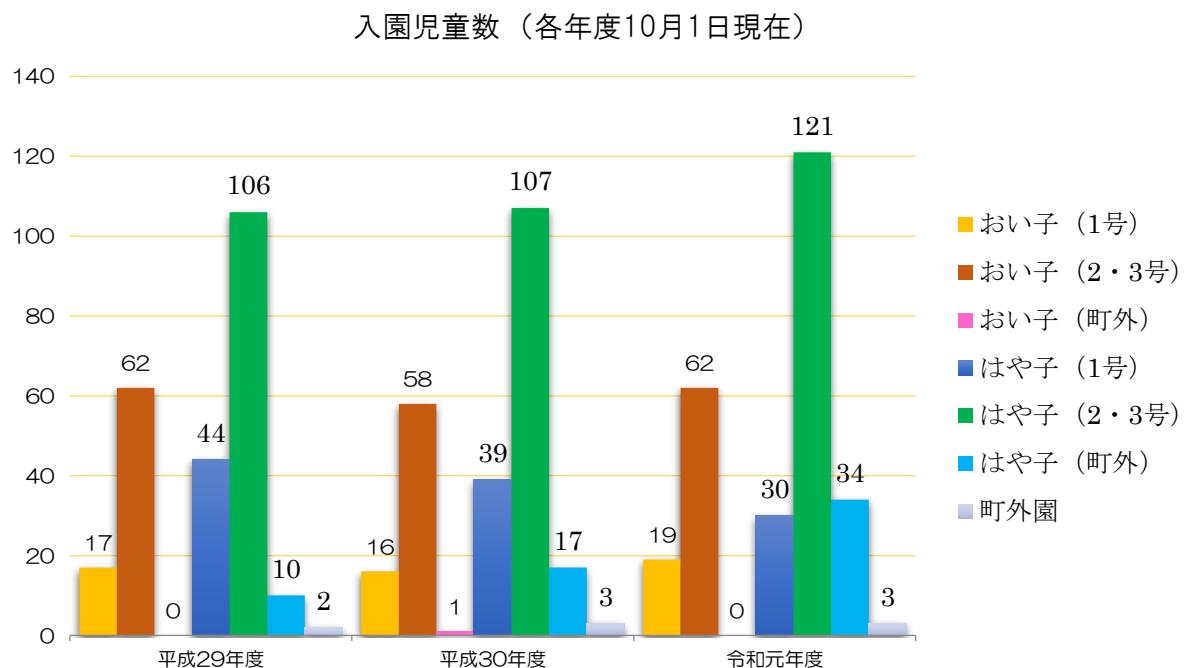
現在の教育・保育施設は、追分・早来両地区に公私連携幼保連携型認定こども園がそれぞれ1ヶ所です。

入園児童数は、総数で見ますと平成29年度から令和元年にかけてそれぞれ241名、241名、269名と、全体としてはやや増加傾向にあります。ただし、総体の児童数の減少から見ると、預けて働く、あるいは、集団生活を望む親の割合が増えているといえます。

また、園別に見ると、おいわけ子ども園はほぼ横ばいである一方、はやきた子ども園では令和元年度において一定数伸びており、要因としては町外からの通園者の増加が挙げられます。

待機児童は、平成29・30年度は発生していませんが、令和元年度において1名（令和元年12月現在）います。

なお、下記のグラフは、両園が民営化した後の状況を表示しています。



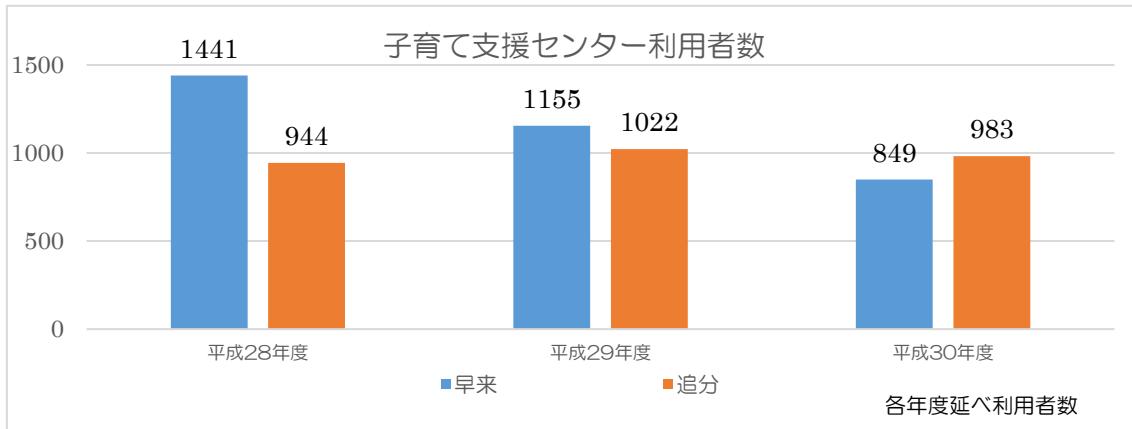
(2) 子育て支援センターの状況

核家族化等家庭の在り方が多様化し、子育てに不安を抱える保護者が増えているため、子育て相談や親と子が遊びを通して楽しみながら情報交換や友達づくりをする場を提供するため、早来地区には、はやきた子ども園に子育て支援センターを、追分地区には、おいわけ子ども園内に子育て支援センターを開設し、未就園児とその親を対象に、週5日間、1日5時間の開放事業を行っています。

支援センターでは、親同士の情報交換や食育のための料理教室、親子がほっと一息つける場を提供するカフェの開催等により、子育ての不安感の軽減を図ります。また、各地区的母親等の交流や、発育に関する講座、町内の公園や企業訪問により安平町の資源を紹介する等の事業を展開しています。

利用者数については、少子化やこども園等を利用する児童の増により利用対象者が減っていることなどの要因から減少傾向にあります。

なお、下記のグラフは、認定こども園設置法人が運営する形態になって以降の状況を表示していますが、平成28年度の追分地区は、公営時の数値となっています。

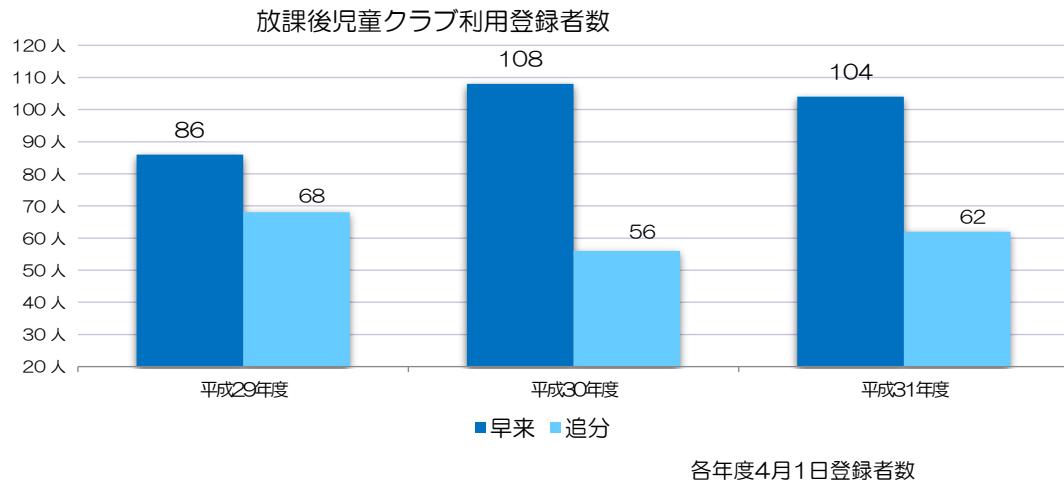


(3) 放課後児童クラブ利用数

小学1～6年生を対象とした放課後の留守家庭等の児童への居場所確保・健全育成対策として、早来地区は、早来児童センターに、追分地区は、追分児童館内にそれぞれ放課後児童クラブを併設しています。

児童数の減少しているにも関わらず、利用登録者数は小学生の概ね半数が登録しており、近年高止まりの傾向にあります。このことから、働く保護者が増え、自宅以外の児童の居場所を確保する方が増えていることがうかがえます。1日の平均利用者数(平日)は、登録者数の概ね50%程度で推移しています。

なお、下記のグラフは、児童館民営化後の状況を表示しています。



4. 母子保健事業の現状

子どもの病気、発達の遅れなどの早期発見、早期治療(療育)を目指し、より的確な支援、指導、医療機関等の紹介を行い、妊娠前から妊娠中、出産、母子の健康管理について健診、相談等を行っています。

(1)思春期保健対策、性教育

教育委員会と連携し、中学生及び高校生に対して命の大切さを学ぶ授業を行っています。

(2)妊娠・出産への情報提供・相談、父親の育児参加

母子健康手帳および14回の妊婦一般健康診査受診票と11回の超音波検査受診票の交付を行い、早期から妊婦健診が受診しやすく、健やかなマタニティライフも支援しています。妊娠中の希望者には訪問指導を行うとともに、パパママ教室の中で妊娠中の栄養指導や歯科衛生指導、助産師による相談、沐浴指導、妊婦体験などを行い、子育てへの準備の指導、妊娠期からの仲間作り、父親の育児参加への意識付けを行っています。

(3)不妊対策

妊娠を望む夫婦に対しては、北海道が実施している特定不妊治療費の助成を受けた後、北海道の助成額を超える部分に対して、1回の治療につき30万円まで助成しています。1年間の助成回数の上限はなく、最初の治療が40歳未満の方は通算6回まで、40歳～42歳までの方は通算3回まで助成しています。また、安平町では所得制限を設けていませんので、所得要件によって北海道の助成を受けられなかった方も受けられます。

(4)新生児訪問、乳幼児健診、発育・発達支援

出産後1ヶ月程度の時期に新生児訪問を行い、新生児の健康や母親・家族の育児不安を取り除き、積極的に育児が出来るよう支援しています。乳児期には乳児健康相談として離乳食講習会を行い、保護者が適切に、楽しく育児を行えるような支援を行っています。3～4ヶ月、7～8ヶ月、12～13ヶ月、1歳6ヶ月、3歳時に乳幼児健診を行い、子どもの成長発達の確認と保護者の育児を支援し、よりその子らしく健やかに成長していくよう相談、支援を行っています。また、安平町独自に5歳児健診を行い、視力など年齢に応じた発育発達・生活習慣の状況を確認しながら保護者の理解も深め、育児相談するとともに子どもの健やかな成長発達を支援しています。視力や歯科の問題があったり発達が緩やかな子どもの保護者に対しては、適切な医療機関や療育機関を勧め、育児の相談を行っています。

そのほか、発育支援として、おもに母子感染の恐れのある感染症の保護者であると診断を受けた双生児（または双生児以上）の受胎をしている妊婦さんや双生児（または双生児以上）に母子栄養食品支給事業として粉ミルクの現物支給を行っています。

(5)歯科衛生

妊娠期から母親の歯科衛生対策をパパママ教室で行い、その後乳児健診や乳児健康相

談で行う歯科講習会を通して、大人から子どもへ虫歯菌（ミュータンス菌）が移ることを防ぐなどの知識の普及を進めています。認定こども園、小学校及び中学校では、フッ化物洗口、就学前の子どもに対しては年2回のフッ化物塗布事業、小学生に対しては学童歯磨き教室を行い、保護者や子どもたちにブラッシング指導、う歯予防のための甘味料の制限などの知識の普及を行っています。

(6) 予防接種

法律で定められている定期の予防接種に加え、平成6年4月2日以前に生まれた妊娠を望む夫婦に風しん予防接種費用の一部助成を平成26年6月から行っています。また、新生児には、新生児訪問時に問診票を持参し、適切な時期に接種できるよう支援したり、乳幼児健診等で接種し忘れないか母子健康手帳で確認をしています。

(7) 育児相談、生活のリズムづくり、食育、乳幼児の事故対策

乳幼児健診や乳児健康相談をはじめ、早来、追分両地区の子育て支援センターにおいて、それぞれ月1回ずつ育児相談を行うとともに、生活リズムや乳幼児の栄養、事故防止などについて健康教育を実施しています。

(8) 未熟児養育医療

低体重児または生活力が特に薄弱な未熟児が生まれたときは、保護者から申請を受け、医師が認める入院期間中の養育にかかる医療費を支給します。なお、世帯の所得状況に応じて一部負担金があります。

(9) エキノコックス症対策

道内ではエキノコックス症が毎年20名程度発見されています。感染後の潜伏期間が10年程度ある病気であることから、毎年9歳になる小学3年生の児童を対象にエキノコックス症検査を無料で実施しています。検査の結果、陽性反応が出た場合は苦小牧保健所を通じて精密検査を行い早期治療します。(5年ごとに小学3年生以上の全町民を対象とした検査も実施しています。)

(10) 小児救急医療支援事業

東胆振の2次医療圏で苦小牧市立病院における新生児特定集中治療室（NICU）の設備のある高度小児救急医療体制にかかる、1市4町の負担を行って乳幼児の医療体制を維持しています。

(11) 子育て世代包括支援センター・子ども家庭総合支援拠点の設置

母子保健事業と子育て支援事業との一体的な提供を通じて、妊婦及び乳幼児の健康保持並びに増進に関する包括的な支援を行うことにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援をするため、子育て世代包括支援センターを設置しました。

また、子育て世代包括支援センターの設置に合わせて、全ての子どもとその家庭及び妊産婦等の福祉に関し、必要な実情の把握に努め、情報の提供を行い、家庭その他からの相談に応じ、調査及び指導を行うとともに、その他必要な支援に係る業務を適切に行うことの目的として、安平町子ども家庭総合支援拠点を設置しました。

第3章 計画策定の考え方

1. 基本理念

若者が働き、結婚し、子どもを生み育てながら幸せな家庭を築き、安心して住み続けることができるまち、言い換えれば、将来にわたって子どもの声が地域に響き、若者・子育て世代で賑わうまちを目指し、安平町総合計画では、「育てたい　暮らしたい　帰りたい　みんなで未来へ駆けるまち」をスローガンに掲げています。そのようなまちづくりに向けて、働く場、結婚・出産、子育て、教育の4つの項目個々における施策だけでなく、それぞれが連携しなければなりません。

子ども・子育て支援は、地域及び社会のあらゆる分野における全てのメンバーが、全ての子どもの権利擁護と社会参画を基盤に健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有しなければなりません。父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要です。

酪農、畑作を中心とした牧歌的な大地。多様な工業団地。道路・鉄路の幹線が走り、空や海の玄関、道都札幌に近いという恵まれた地の利。安平町の地で未来を担う子ども達が、心豊かにのびのびと元気に成長し、家族や地域が活力に満ちているまちを目指し、

「子どもにやさしいまちづくり」

を基本理念とし、この計画を推進します。

この基本理念は、単に子どものみにやさしいまちを目指すものではありません。子どもにやさしければ働き盛りの若者に、そして子育て世代の大人にもやさしく、高齢者にもやさしい。つまり、「みんなにやさしいまち」を目指す姿です。

2. 支援項目

(1)子どもの育ち

子どもは、家族に愛される環境で養育され、自らの家族の一員、社会の一員として様々な役割を果たし成長することが望されます。

子ども一人ひとりが大事にされ、自ら学び社会に参画する中で健やかに成長し、やがて自立し幸せな家庭を築く力を備え、未来の社会を創り、担う存在へと育つような取組みが必要です。

「学び」は、教育施設から教えを得るものだけではありません。家族や地域の方々との関わり合いや遊びの中から得るもののがたくさんあります。安平町では、「遊び」を通した地域の方々との関わり合い、子ども同士の関わり合いの中からの「学び」を特に意識していきます。

(2)親と子の育ち

子どもの健やかな育ちは、親や家族の愛情の中で育まれることからはじまります。親の不安や負担を和らげ、親が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長、いわゆる「親育」を支援し、子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような取組みが必要です。

安平町では、大人が子どもを育てる「子育て」の視点ではなく、子ども自らが育つ過程を大人が支える「子育ち」の視点に立ち、進めていきます。

(3)地域ぐるみで子育て支援

子どもが育つ環境をより良く整備し、地域全体で見守り支える体制が必要です。子育ては、父母その他の保護者が第一義的責任を有するという認識を基本としつつも、様々な地域資源と協働した取組みが必要です。また、子ども同士が育ち合うためにも、子育てしやすい環境づくりだけではなく、若者がこの町に住み、家庭を持ち、子どもを生み育てることができるよう、産業振興や人口増加対策など地域活性化の施策と連携し、町や地域をはじめ社会全体で支援することが必要です。

(4)仕事と生活の調和

性別や年齢に関係なく多様な生き方が選択、実現できる社会、個々のライフステージにおける制限のない社会を目指し、働き方の見直し、仕事と生活の調和を実現する取組みは、少子化対策や働き手（担い手）確保の観点からも社会全体で進めていくことが重要です。こうした取組みは、地域、国や道、町、企業をはじめとする関係者が連携し、地域の実情に合わせて創意工夫される必要があります。

(5)全ての子育て家庭への支援

子どもの人権を尊重する上で、子育ての孤立化等の問題が取り沙汰され大きな事件につながることが少なくない状況にあります。また、近年の家族形態や結婚に関する意識の変化などによりひとり親家庭が増える傾向にあり、母子家庭はもちろん、父子家庭の視点にも立った支援の充実など、しょうがい、疾病、虐待、貧困その他の各家庭を取り巻く事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含めた全ての子どもや子育て家庭を支援するためには、多様なニーズに対応する取組みが必要です。

3. 施策体系

基本理念	支援項目	基本目標	基本施策
「子供にいきいきと成長できる社会をめざす、みんなでつながる、まちづくり」	1.子どもの育ち	1.子どもの健やかな成長のための支援	(1)就学前教育・保育の充実 (2)学校教育環境 (3)生きる力を育む教育 (4)健やかな体を育む教育 (5)信頼される園・学校づくり (6)世代間交流 (7)ふるさと教育・学社融合
	2.親と子の育ち	2.青少年の健全育成	(1)子どもの権利保障の推進 (2)非行・犯罪被害防止活動 (3)子どもの居場所づくり (4)思春期保健対策等
		1.母親と子どもの健康	(1)安全・安心な妊娠出産支援 (2)乳幼児と母親の健康の確保 (3)食育・地産地消の推進
		2.親育の支援	(1)家庭における教育力の向上 (2)育児不安軽減のための支援
	3.地域ぐるみで子育て支援	1.生活環境の整備	(1)居住環境・遊び場（公園等）整備 (2)交通・道路環境整備 (3)定住促進・結婚支援
	2.地域における支援	(1)保育サービス (2)子育て支援サービス (3)子育て支援ネットワーク・ボランティア (4)子育て家庭への経済的支援	
4.仕事と生活の調和	1.ワーク・ライフ・バランス※の推進	(1)家庭や職場の意識改革 (2)雇用環境の整備	
5.全ての子育て家庭への支援	1.要保護児童※等への取組み	(1)児童虐待防止対策 (2)しうがい児対策 (3)ひとり親家庭支援	

第4章 幼児期の学校教育・保育、 地域子ども子育て支援事業

1. 幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定において、各自治体が「教育・保育提供区域」を設定することを義務付けています。「教育・保育提供区域」について、子ども・子育て支援法において「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」と定義されています。

安平町はこれまで、子ども・子育て支援に関する事業について、合併前の旧町を基本的な単位として、保育園の入園可能な区域を設定したり、児童館や放課後児童クラブ、子育て支援センターなどを各1か所ずつ開設するなど、均衡ある事業展開を図ってきました。

こうした背景を踏まえ、本計画における教育・保育提供区域については引き続き、合併前の旧早来町の区域を早来地区、旧追分町の区域を追分地区とするもの、安平町全域を1つの区域とするものを、必要に応じて事業ごとに設定することとします。

2. 幼児期の学校教育・保育の必要想定人数、提供体制の確保の内容及びその実施時期

本計画では、安平町に居住する子ども及びその保護者の教育・保育の利用状況及びニーズ調査により把握した利用希望などを踏まえ、計画期間として定める各年度ごとの幼児期の学校教育・保育の必要人数を見込むこととされています。また、「子育て安心プランや新・放課後子ども総合プラン」においてその見込みに対応する各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める必要があります。すなわち、「必要想定人数」・「確保の内容」は、施設の利用定員の基礎となるものです。

本計画で定める学校教育・保育の必要人数の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期は、下記のとおりです。町は計画を達成できるよう、必要な措置を講じていきます。

▼事業の概要及び現状

早来・追分両地区の認定こども園は、町の関与を一定程度残すことができる公私連携幼保連携型認定こども園として、それぞれ平成28年度と平成29年度に民間法人への運営移管を実現しました。(第1期計画施策事項)

▽今後の方向性

昨今の保育入園児童の低年齢化に対応するため、令和3年度中の小規模保育所の創設を目指します。それでもなお見込みを上回る希望があった場合は、両運営法人と連携しながら利用調整や定員弾力化※等により、待機児童が発生しないよう努めるとともに、発生した場合にはその解消に努めます。

年度	認定区分	必要想定人数			確保の内容 教育・保育施設（認定こども園）
		早来地区	追分地区	合計	
R2	1号認定	66人	10人	76人	85人 (はや子65人、おい子20人)
	2号認定	65人	40人	105人	105人 (はや子60人、おい子45人)
	3号認定 (1・2歳児)	36人	13人	49人	55人 (はや子34人、おい子22人)
	3号認定 (0歳児)	0人	0人	0人	9人 (はや子6人、おい子3人)
R3	1号認定	65人	11人	76人	85人 (はや子65人、おい子20人)
	2号認定	62人	43人	105人	105人 (はや子60人、おい子45人)
	3号認定 (1・2歳児)	42人	12人	54人	55人 (はや子34人、おい子22人)
	3号認定 (0歳児)	0人	3人	3人	9人 (はや子6人、おい子3人)
R4	1号認定	61人	10人	71人	85人 (はや子65人、おい子20人)
	2号認定	65人	39人	104人	105人 (はや子60人、おい子45人)
	3号認定 (1・2歳児)	36人	14人	50人	68人 (はや子34人、おい子22人、 小規模保育13人)
	3号認定 (0歳児)	0人	3人	3人	15人 (はや子6人、おい子3人、小規 模保育6人)
R5	1号認定	57人	8人	65人	85人 (はや子65人、おい子20人)
	2号認定	65人	30人	95人	105人 (はや子60人、おい子45人)
	3号認定 (1・2歳児)	34人	17人	51人	68人 (はや子34人、おい子22人、 小規模保育13人)
	3号認定 (0歳児)	0人	3人	3人	15人 (はや子6人、おい子3人、小規 模保育6名)
R6	1号認定	62人	6人	68人	85人 (はや子65人、おい子20人)
	2号認定	69人	23人	92人	105人 (はや子60人、おい子45人)
	3号認定 (1・2歳児)	33人	19人	52人	68人 (はや子34人、おい子22人、 小規模保育13人)
	3号認定 (0歳児)	0人	3人	3人	15人 (はや子6人、おい子3人、小規 模保育6人)

※1 1号認定（子ども）=保育を必要としない満3歳以上小学校就学前の子ども。

※2 2号認定（子ども）=保護者の就労等の事由により保育が必要な満3歳以上小学校就学前の子ども。

※3 3号認定（子ども）=保護者の就労等の事由により保育が必要な満3歳未満の子ども。

※4 必要人数は、各年度4月1日現在で推計

3. 地域子ども・子育て支援事業の必要想定人数等、提供体制の確保の内容及びその実施時期

地域子ども・子育て支援事業についても、幼児期の学校教育・保育と同様に、安平町に居住する子ども及びその保護者の地域子ども・子育て支援事業の利用状況及びニーズ調査により把握した利用希望を踏まえ、計画期間として定める各年度の必要人数等を見込むこととされています。

本計画で定める地域子ども・子育て支援事業の必要想定人数等、提供体制の確保の内容及びその実施時期については、下記のとおりです。町は計画を達成できるよう、必要な措置を講じていきます。

(1)利用者支援事業

▼事業の概要及び現状

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。第1期計画では、平成27年度からの実施を想定していましたが、平成31年4月から子育て世代包括支援センター（町健康福祉課内）の中核事業として開始しています（実施類型：母子保健型）。なお、平成31（令和元）年度の実績（令和2年1月20日現在）は、実人数92人（延べ153人）となっています。

▽今後の方向性

現在、早来地区の総合庁舎（健康福祉課）内で実施しています。開始されて間もない事業であることから、認知度の向上と追分地区の保護者等にもきめ細かな支援を提供できるよう努めます。

年度	安平町	
	必要想定数	確保の内容
R2	1か所	1か所
R3	1か所	1か所
R4	1か所	1か所
R5	1か所	1か所
R6	1か所	1か所

(2)時間外保育事業（延長保育事業）

▼事業の概要及び現状

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園で実施する事業です。安平町では現在、平成29年度よりおいわけ子ども園において実施しています。なお、はやきた子ども園については、保育時間が短い認定の方もそうでない方も登園開始時間は同じであるため、実施していません。

▽今後の方向性

11時間を超える延長保育を両園で実施するため、運営法人と協議していきます。

年度	早来地区		追分地区	
	必要想定人数	確保の内容	必要想定人数	確保の内容
R2	0人日	0人日	790人日	1,200人日
R3	0人日	0人日	790人日	1,200人日
R4	0人日	0人日	790人日	1,200人日
R5	0人日	0人日	790人日	1,200人日
R6	0人日	0人日	790人日	1,200人日

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

▼事業の概要及び現状

保護者が労働等により専門家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室（空き教室）、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。安平町では第1期計画に基づき、両子ども園に入る児童福祉複合施設内の早来児童センターと追分児童館を開設しています。また、子ども・子育て新制度では、対象を小学校3年生から6年生へ拡大するよう求められたことを踏まえ、第1期計画にこれを盛り込み、平成28年度より実施しています。

▽今後の方向性

第1期計画で掲げた、子どもが小学生になっても働き続けられる環境整備の一環としての休日開所について、引き続き両運営法人と協議します。また、見込みを上回る入所希望があった場合にも、両運営法人と連携しながら待機児童が発生しないよう努めるとともに、発生した場合にはその解消に努めます。

年度	早来地区			追分地区				
	必要想定人数		確保の 内容	必要想定人数			確保の 内容	
	低学年	高学年		計	低学年	高学年		
R2	50人	54人	104人	110人	27人	32人	59人	90人
R3	51人	50人	101人	110人	30人	32人	62人	90人
R4	53人	45人	98人	110人	31人	29人	60人	90人
R5	49人	50人	99人	110人	33人	27人	60人	90人
R6	47人	51人	98人	110人	33人	30人	63人	90人

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

▼事業の概要及び現状

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。平成31年4月から開設した子育て世代包括支援センター（町の保健師等）が各家庭を訪問しています。

▽今後の方向性

乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会であり、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保するために継続して実施するとともに、今後とも研修等により事業の質の向上を図ります。

年度	安平町	
	必要想定人 数	確保の内容
R2	41人	実施体制：保健師5人 実施機関：安平町
R3	41人	実施体制：保健師5人 実施機関：安平町
R4	39人	実施体制：保健師5人 実施機関：安平町
R5	39人	実施体制：保健師5人 実施機関：安平町
R6	39人	実施体制：保健師5人 実施機関：安平町

(5) 養育支援訪問事業

▼事業の概要及び現状

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。平成31年4月から子育て世代包括支援センターとともに開設した子ども家庭総合支援拠点との協働により乳児家庭全戸訪問事業と同様、町の保健師等が実施しています。

▽今後の方針性

児童虐待の発生予防の観点からも、支援が必要な家庭に適切な対応をすることが重要です。相談事業の充実を図るため、引き続き町の要保護児童対策地域協議会を中心とした関係部局間の緊密な連携はもちろんのこと、庁外関係機関との連携を強化していきます。

年度	安平町	
	必要想定人必 要想定人数	確保の内容
R2	103人	実施体制：保健師5人 実施機関：安平町
R3	101人	実施体制：保健師5人 実施機関：安平町
R4	96人	実施体制：保健師5人 実施機関：安平町
R5	90人	実施体制：保健師5人 実施機関：安平町
R6	89人	実施体制：保健師5人 実施機関：安平町

(6) 地域子育て支援拠点事業

▼事業の概要及び現状

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。早来地区と追分地区に1か所ずつ子育て支援センターを開設しています。また、両地区それぞれ平成28年度、平成29年度より認定こども園運営法人が実施しています。

▽今後の方針性

親子の育ちを支援する世代間交流や訪問支援、地域ボランティアとの協働といった取組に対して支援・協力するといった地域支援機能の強化を引き続き図っていきます。

年度	早来地区		追分地区	
	必要想定人数	確保の内容	必要想定人数	確保の内容
R2	824人回	1か所	954人回	1か所
R3	800人回	1か所	927人回	1か所

R4	777人回	1か所	900人回	1か所
R5	754人回	1か所	873人回	1か所
R6	732人回	1か所	848人回	1か所

(7)子育て短期支援事業（ショートステイ）

▼事業の概要及び現状

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業）です（安平町は未実施）。緊急性のある児童の保護については、児童相談所連携し、一時保護を隨時検討しています。

▽今後の方向性

第1期計画時のニーズ調査ではニーズがないという結果でしたが、今回の調査では32.8%のニーズが発生しています。現実的に当町単独での事業実施は困難であることから、多団体との協同による運営等他の方策がないか検討します。なお、引き続き必要に応じて児童相談所等の関係機関と連携し対応していきます。

年度	安平町	
	必要想定人数①	確保の内容
R2	0人	0人
R3	0人	0人
R4	0人	0人
R5	0人	0人
R6	0人	0人

(8)一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育））

▼事業の概要及び現状

一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として屋間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。安平町では、はやきた子ども園では町立時代から実施しており、幼稚園部の子どもたちを預かる延長保育を実施しています。同様に、おいわけ子ども園でも開設当初の平成29年度より第1期計画に基づき実施されています。

▽今後の方向性

今回のニーズ調査において、サービスの向上を求める声が一部であったことを踏まえ、さらに細かな保護者のニーズを捉えながら、設置法人と連携して協議を進めます。

年度	早来地区		追分地区	
	必要想定人数	確保の内容	必要想定人数	確保の内容
R2	1,192人日	1,200人日	195人日	250人日
R3	1,175人日	1,200人日	218人日	250人日

R4	1,127人日	1,200人日	195人日	250人日
R5	1,063人日	1,200人日	148人日	250人日
R6	1,151人日	1,200人日	117人日	250人日

(9)一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

▼事業の概要及び現状

一時預かり事業は、(8)に該当しない非在園児を対象とするものです。開始時期は(8)と同じく開始しています。子育て援助活動支援事業は、ファミリーサポートセンター事業のような乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。また、トワイライトステイは、(7)のショートステイと同様に、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業ですが、夜間養護を行うという点でショートステイとは異なるものです（安平町は、一時預かり事業を両子ども園で実施、子育て援助活動支援事業やトワイライトステイは未実施）。

▽今後の方向性

今回のニーズ調査で、サービスの向上を求める声が一部であったことを踏まえ、さらに細かな保護者のニーズを捉えながら、設置法人と連携して協議を進めます。

早来地区				
年度	必要想定人 数	確保の内容		
		一時預かり事業 (在園児対象型 を除く)	子育て援助活動支援 事業（病児・緊急対 応強化事業を除く）	子育て短期支援 事業（トワイラ イトステイ）
R2	492人日	600人日	0人日	0人日
R3	591人日	600人日	0人日	0人日
R4	453人日	600人日	0人日	0人日
R5	512人日	600人日	0人日	0人日
R6	453人日	600人日	0人日	0人日

追分地区				
年度	必要想定人 数	確保の内容		
		一時預かり事業 (在園児対象型 を除く)	子育て援助活動支援 事業（病児・緊急対 応強化事業を除く）	子育て短期支援 事業（トワイラ イトステイ）
R2	16人日	20人日	0人日	0人日
R3	8人日	20人日	0人日	0人日
R4	8人日	20人日	0人日	0人日
R5	9人日	20人日	0人日	0人日
R6	5人日	20人日	0人日	0人日

(10)病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

▼事業の概要及び現状

地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業です（安平町は未実施）。

▽今後の方向性

今回のニーズ調査で、28.8%の方が「設置してほしい」と回答していることを踏まえ、実施に向け認定こども園運営法人や町内の医療機関等との協議や近隣自治体との協議による広域的な事業実施も視野に調査・検討を進めます。

年度	安平町		
	必要想定人数	確保の内容	
		病児保育事業	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)
R2	○人日	○人日	○人日
R3	○人日	○人日	○人日
R4	○人日	○人日	○人日
R5	○人日	○人日	○人日
R6	○人日	○人日	○人日

(11)子育て援助活動支援事業（就学後）

▼事業の概要及び現状

子育て援助活動支援事業のうち、対象が小学校就学後の児童であるものです（安平町は未実施）。

▽今後の方向性

ニーズ調査では、ニーズがないという結果となっています。必要に応じて、引続き子育てサポート※を紹介するなどの対応をしていきます。

年度	安平町		
	必要想定人数①	確保の内容②	②-①
R2	○人	○人	○人
R3	○人	○人	○人
R4	○人	○人	○人
R5	○人	○人	○人
R6	○人	○人	○人

(12)妊婦に対する健康診査

▼事業の概要及び現状

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。母子健康手帳交付時に妊婦一般健康診査・超音波検査の受診票を発行しています。

▽今後の方向性

妊娠・出産期からの切れ目のない支援に配慮することが重要であり、今後も受診票の発行を継続するとともに、相談体制の充実など安心して妊娠・出産できる環境を整えてまいります。

年度	安平町	
	必要想定人 数	確保の内容
R2	41人	母子健康手帳交付時に妊婦一般健康診査14回、超音波検査11回分の受診票を発行。各産科病院で週数に応じて必要な検査を受診。
R3	41人	母子健康手帳交付時に妊婦一般健康診査14回、超音波検査11回分の受診票を発行。各産科病院で週数に応じて必要な検査を受診。
R4	39人	母子健康手帳交付時に妊婦一般健康診査14回、超音波検査11回分の受診票を発行。各産科病院で週数に応じて必要な検査を受診。
R5	39人	母子健康手帳交付時に妊婦一般健康診査14回、超音波検査11回分の受診票を発行。各産科病院で週数に応じて必要な検査を受診。
R6	39人	母子健康手帳交付時に妊婦一般健康診査14回、超音波検査11回分の受診票を発行。各産科病院で週数に応じて必要な検査を受診。

4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保等の内容

教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育園の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに成長されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもにとっての最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上を支援するため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

(1)認定こども園の普及・発展に係る基本的考え方

認定こども園の普及にあたっては、認定こども園が、幼稚園及び保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、全ての子どもたちに質の高い教育・保育を提供するという観点からも、その普及に努めます。

また、第1期計画に基づき、全ての子どもたちに特色ある質の高い就学前教育・保育の提供を行うという観点から、民間法人の持つノウハウや人材を活用するために認定こども園の民営化を推進し、町は運営法人との公私連携により運営する認定こども園の設置・設備面・運営面などを支援してきました。第2期計画においても引き続き公私連携による運営法人との協力体制の下、子どもの育ちに関する理念を共有しながら、更なる発展を積極的に支援します。

(2)教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性

安平町は、全ての子どもに良質な成育環境を保障するため、それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、子ども・子育て支援給付を保障するとともに、地域子ども子育て支援事業を実施する中で、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行います。

具体的には、国及び北海道等と連携し、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が適切に提供されるよう、計画的に提供体制を確保するとともに、その利用を支援します。その際、子育てに孤立感や負担感を感じている保護者が多いこと等を踏まえ、全ての子ども・子育て家庭の状況に応じた交流の場づくり、子育て相談や情報提供などの支援を行います。

(3)地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携

安平町は、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するため、地域の

実情に応じて計画的に基盤整備を行います。この場合において、安平町と教育・保育施設、地域型保育事業を行う者その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていくことが重要です。

また、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うとともに、質の高い教育・保育の提供並びに地域の子育て支援機能の維持及び確保等を図るため、子ども・子育て支援を行う者同士相互の密接な連携が必要です。特に、教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所は、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担い、地域型保育事業を行う者及び地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うことが求められます。

また、保育を利用する子どもが小学校就学後に円滑に放課後児童健全育成事業を利用できるよう、相互の連携を図ってまいります。

(4)認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等の連携

幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続のためには、幼児期の教育を担う施設と小学校が連携していくことが重要です。そのためには、各施設同士における連携に加え、設置者の異なる施設が連携しやすいように今後も引き続き学校行事等の積極的な参加や幼児、児童、生徒間及び教師間の相互交流を深めてまいります。

(5)子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

令和元年10月より幼児教育・保育の無償化に伴い「子育てのための施設等利用給付」が新設されました。この給付の実施に当たっては、現行の子どものための教育・保育給付の手法を考慮しつつ、保護者の経済的負担の軽減や利便性の向上、関係施設の手続きの簡素化に努めながら、公正かつ適正な給付を行います。

5. 安平町ならではの「遊び」を中心とした「子どもにやさしいまちづくり」の推進に関する体制の確保の内容

(1)遊びの普及・発展に係る基本的な考え方

安平町ではこれまで、遊びを中心とした学びの機会・場所・遊び方そのものの提供により、子ども同士の関わり合いや保護者、地域の方々との関わり合いの中から子ども自らの力で成長していく過程を支援してきました。子ども自らの育ちを大人たちが支援できる仕組みを引き続き研究し、提供していきます。

(2)子どもにやさしいまちづくりの理念の普及に係る基本的な考え方

(1)に掲げる遊びに対する基本的な考え方を基礎として、子どもの人権擁護と社会参画の促進を図ります。具体的には、遊びを通して子どもたちの「遊びたい」という声を聴き、そ

の意見を大人たちが「実現したい」という気持ちを支援し実現させていくことで、子どものもつ権利行使による社会とのつながりを強めていきます。このプロセスの循環、つまり子どもと大人の「〇〇したい」という気持ちの連鎖が子どもにやさしいまちづくりそのものであり、ひいてはみんなにやさしいまちへとつながっていくと考えます。

子どもにやさしいまちづくりは、あらゆる連携が不可欠です。住民の皆様と町との連携、関係機関間の連携、町組織内における部署間の連携などさまざまあります。共通理念を構築しなければあらゆる連携は困難であるため、その理念の普及と体制整備を進めます。

第5章 施策の展開

本章では、担当課について以下のとおり略記しています。

教委学教G＝教育委員会学校教育グループ

教委社教G＝教育委員会社会教育グループ

学校給食C＝学校給食センター

政策推進 G＝政策推進課政策推進グループ

建設施設 G＝建設課施設グループ

建設土公 G＝建設課土木・公園グループ

総務情報 G＝総務課情報グループ

地域推進 G＝地域推進課地域推進グループ

住民生活 G＝税務住民課住民生活グループ

健康福祉 G＝健康福祉課福祉グループ

健康推進 G＝健康福祉課健康推進グループ

農政畜産 G＝産業経済課農政・畜産グループ

商工労働 G＝産業経済課商工労働観光グループ

農業農地 G＝農業委員会農地グループ

国保介護 G＝健康福祉課国保・介護グループ

1. 子どもの育ち

基本目標1 子どもの健やかな育ちのための支援

子どもたちが生き生きと個性豊かに成長できるよう、学校教育はもとより、家庭や地域社会の教育力の向上と教育環境の整備に努め、子どもが自ら学び、考え、行動できる「力」が身につく支援を行います。

(1)就学前教育・保育の充実

◆現状と課題

安平町の就学前教育・保育施設は、第1期計画に基づき、早来地区にて平成28年度に公私連携により民営化した幼保連携型認定こども園が1か所、追分地区に、町立の幼稚園、私立の認可保育所、町立のへき地保育所を統合・公私連携により民営化した幼保連携型認定こども園が1か所ずつあります。

近年は、働く保護者（特に女性）の増加傾向が顕著に表れつつあり、待機児童の発生する可能性が高まっています。特に3歳未満児については、保育需給が逼迫しているため、さらなる需要の増にも対応していく必要があります。また、社会的に人数が不足している保育教諭等有資格者の確保の支援が必要です。

事 業	内 容	担 当 課
子ども園民営化の継続支援	民営化により就学前教育・教育の多様性、民間の持つ機動性や柔軟性を活かし特色ある幼児保育・教育サービスの充実を図ってきた。公私連携幼保連携型認定こども園として、町の関与が一定程度残された責任を果たすため、サービスの質の確保・向上による子どもの待遇向上を継続支援。	教委学教G
通園バス委託事業	こども園から一定程度離れた地域に居住する園児の送迎を公私連携法人に委託することにより、よりきめ細やかなサービスを提供。	教委学教 G
遊びを中心とした就学前教育	園舎内や園庭を中心とした遊びをとおした様々な体験活動の充実。生涯学習計画、教育課程等に基づき、生活体験、自然体験を通して、保護者とともに特色ある幼児教育を推進。	教委学教G
保育料（利用者負担）多子軽減	子ども園等に通うきょうだいが2人以上いる世帯の保育料軽減。国が実施する制度は当然のこと、北海道の実施する3歳未満児への軽減事業の着実な実施。	教委学教G
保育料（利用者負担）減額	保育料（利用者負担）を町独自の軽減率で設定し保護者の負担軽減。 平成27年度から新制度の施行に合わせ、利用者負担については、町独自に国基準の2分の1で設定。3歳以上児については、令和元年10月から幼児教育・保育が無償化されたことから、3歳未満児について継続。	教委学教G

就学前児童施設等の在り方の検討	保護者の就労等の状況に閑わらず、町内全域の就学前児童に係る教育・保育の在り方、児童施設・子育て支援の充実などについて、引き続き安平町子ども・子育て会議の中で総合的に検討。	教委学教G
待機児童発生防止	様々な就労形態、年度途中や緊急就労にも対応できるよう待機児童が発生しない環境整備。民間の人材を活用した有資格者の確保及びニーズ調査に基づく潜在的需要を踏まえた施設等整備による防止。加えて、発生した場合は、解消のための弾力的対応をとる。	教委学教G
保育教諭確保事業	公私連携法人が雇用する無資格者に対し、有資格化した際に支払う費用を補助することで、有資格化を促進。また、別途国が実施する有資格化に係る費用の補助制度について情報提供を実施。	教委学教 G

(2)学校教育環境

◆現状と課題

本町では、児童生徒の個々の状況に応じたきめ細かい指導を行うために、加配教員の配置や、言語聴覚士や心理士等専門職の学校訪問を実施するなどしていますが、さらなる指導内容や指導体制の充実が求められています。

また、昨今の社会情勢から経済的理由により就学が困難な児童生徒を支援する就学援助や奨学金等により、全ての子どもが安心して学ぶことができるようとする必要があります。さらに、平成30年北海道胆振東部地震により校舎・体育館に被害を受け、仮設校舎での学校生活を強いられている早来中学校については、早急な再建が求められているとともに、老朽化した学校施設の改修も必要となっています。

事 業	内 容	担 当 課
少人数指導、習熟度別指導の実施	発達しうる子や習熟度、多人数学級等に応じた指導、学習効果を高める教育活動を展開するため、指導方法の工夫やきめ細やかな指導を行う。軽度発達しうる児等を対象に特別支援教育補助員を派遣。	教委学教G
指導方法や指導体制の工夫改善	チーム・ティーチング※等による指導形態の工夫として、個別指導やグループ指導等の学習形態の導入により習熟度、興味関心に応じた取組みの推進。園児・児童・生徒の個々の状況に応じて対応。	教委学教G
就学援助費の支給	就学困難な児童生徒に対し法律に基づいた就学援助費を支給する。生活保護基準の引き下げにより、要保護※や準要保護※の認定を受けていた児童生徒が従来通りの就学援助が受けられなくなるよう対策を講じる。	教委学教G
奨学資金	就学の希望があるにも関わらず保護者等の経済的理由により高等学校等への就学が困難な生徒に奨学金を支給する。安平町育英基金奨学金にて給付。	教委学教G
早来中学校の再建 (早来小中一体型校舎の整備)	適切な教育環境を確保するため、被災した早来中学校と老朽化している早来小学校を小中一体型校舎として整備する。	教委学教 G

校舎整備	教育環境の安全性・快適性を確保し、安全で快適な学習環境確保を図るため、必要に応じて校舎・園舎の改修を図る。	教委学教G
教職員研修の推進	幼児・学校教育の質の向上のために、授業改善、特別支援、個に応じた指導、英語教育、情報教育等の実践に向けた研修を実施。道教委が主催する研修会に積極的な参加を推進するとともに、校内及び校長会等が主催する研修機会の充実化。	教委学教G

(3) 生きる力を育む教育

◆ 現状と課題

本町では、学校改善推進委員会を中心として、課題の実態把握や検証をするとともに、教育課程の内外において、ふるさと教育・学社融合授業（事業）を進めながら、生きる力の向上に努めています。

いじめ対策については、平成 25 年に「いじめ防止対策推進法」が施行されたことから、法の趣旨に鑑み、いじめや学校生活に関する相談、教職員の指導等に対応できる体制の充実化を支援するが必要です。

また、これから時代をたくましく生き抜くためには、外国語教育を含む国際理解教育、情報教育、平和教育などの取り組みが重要です。

事 業	内 容	担 当 課
豊かな心を育む教育	社会の中で生き抜くための資質や能力、人間性、社会性を身に付けるため、自主的学習活動の指導や体験活動を、学校・家庭・地域が一体となって推進する。各園・校の教育課程、遊育推進事業や学びサポート事業、ふるさと教育・学社融合事業等により実施。	教委学教G 教委社教G
自ら学び自ら考える力の育成	自主的に学ぶ意欲や態度を培うため、学習習慣の定着や粘り強く取り組む態度を身に付ける教育を推進する。遊育推進事業や学びサポート事業、子どもチャレンジ塾、ふるさと教育・学社融合事業などで実施。	教委学教G 教委社教G
豊かな人間性の基盤づくり	人を思いやる心、自律心や責任感、他者との共生や寛容な精神力等を育成する。遊育推進事業や学びサポート事業、子どもチャレンジ塾、ふるさと教育・学社融合事業などで実施。	教委学教G 教委社教G
教育相談体制	子ども達の悩みや不安を解消するための児童生徒に対する教育相談体制の充実。小学校は必要に応じて「カウンセラー」を派遣、中学校に「心の教室相談員」を配置、教育委員会に指導主事を配置。	教委学教G
国際理解教育	国際社会で生きていくためのコミュニケーション能力育成と異文化教育の推進。子ども園・全中小学校・道立追分高校にALT※を派遣し、外国語教育や国際理解教育を推進。文部科学省の小学校における英語教育実施学年の早期化や教科化、中学校における英語による英語授業の実施の検討を注視し、小中一貫による英語教育強化施策の研究を行う。また、学びサポート事業・カイタク事業の活用や、国際文化交流センター等の外部機関との連携を模索し、異文化体験などを実施。	教委学教G 教委社教G

情報教育	全校に整備した情報機器等を活用し、情報を正しく収集・整理・発信・活用する能力の育成。家庭への指導啓蒙の推進。出前講座を活用したアウトメディア学習会などを実施するとともに、新学校に充実したICTの構築を検討。また、放課後子ども教室において、プログラミング教室を実施。	教委学教G 教委社教G
平和教育	日本国憲法に掲げられた平和希求の精神を語り継ぐとともに、我が国に再び戦争の惨禍が起こることのないよう、平和について考える教育活動を推進。広島平和記念式典へ児童、生徒を派遣し各小中学校、一般町民向けの報告会を実施するとともに、学社融合事業等で平和学習を実施。	教委学教G 教委社教G

(4) 健やかな体を育む教育

◆現状と課題

子どもたちの体力・運動能力については、生活習慣や社会環境の変化とともに体力の二極化が進み、運動習慣のない子どもの体力低下が懸念されており、地域の資源を活かした体力向上に取り組んでいます。

また、本町では、トップアスリートを輩出しており、その支援も充実していますが、少子化に伴う競技人口の減少等により、活動そのものが難しくなってきている競技もあり、指導者の確保と競技人口の底辺拡大が重要な課題となっています。

事 業	内 容	担 当 課
トップアスリート支援事業	優秀な成績を収めた小・中・高校生・大学生等に対して、その後も全国を舞台にして活躍できるよう支援し、トップアスリートとしての可能性を引き出す。トップアスリートの大会参加支援を実施。	教委社教G
子どもの体力向上プログラム	児童対象の体力測定や水泳教室をはじめとする体力増進プログラムにより体力向上を図る。子ども水泳教室、放課後スケート教室の開催や学校における水泳、スキー、スケート等の授業における講師派遣等の支援、児童館・児童センターでの体力増進事業などを実施。	教委社教G 教委学教G
部活動外部講師派遣	運動部、文化部活動で学校長・教育委員会が推薦する専門的な指導のできる社会人指導者を派遣する。中学校へ部活動外部講師を派遣。	教委学教G 教委社教G

(5) 信頼される園・学校づくり

◆現状と課題

本町では、平成25年度に道内町村では初の試みとして、追分小学校において、地域全体で学校を支え子どもの育ちをサポートし、子ども一人ひとりに生きる力を育むための学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を設置し、現在では町内にある認定こども園から道立高校までの全てで導入されるなど、地域に開かれた信頼される園・学校づくりに努めています。

また、地域は人間を育てる大きな学校であるとの認識のもと、関係機関・団体等との連携はもちろんのこと、安平町幼小中高の連携を強化し、安平町全ての教育力を結集して児童生徒の教育を推進することが重要です。

事 業	内 容	担 当 課
幼小中高連携教育	教科の接続及び生徒指導の接続に留意し、学校行事等の積極参加や児童、生徒間及び教師間の相互交流を深める。「学力向上」「教育指導」「国際理解教育（英語学習）」「スポーツ教育」「特別支援教育」「ふるさと教育・学社融合授業（事業）」の各分野を重点事項と位置づけ取組む。	教委学教G 教委社教G
学校運営協議会（コミュニティ・スクール）	学校と保護者や地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映することで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める。全私立認定こども園、町立小中学校並びに道立高等学校に導入。	教委学教G

(6)世代間交流

◆現状と課題

核家族化が進み、子どもや家庭と地域社会とのつながりが希薄になってきています。家庭や学校だけではなく地域社会の教育資源を活用した世代間交流活動は子どもたちの「生きる力」の習得に重要な役割を果たすものであり、地域社会の教育力の再生や活性化にもつながるものです。

地域全体で子どもを育むという視点からも、さらなる取組みの充実が必要です。

事 業	内 容	担 当 課
こども園での交流促進	園のイベントに地域の方を招待したり、児童館・児童センターが同居する児童福祉複合施設のメリットを最大限に活かして小・中・高校生とふれあう機会等を設け、豊かな人間関係が育まれる環境づくりを推進。また、園庭等を活用し、他学年の園児間の交流を促進。	教委学教G
児童館活動支援	地域の特色を生かした子育てやコミュニティ活動を支援するため、児童館活動に地域力を取り入れ、時節行事や昔遊びの伝承推進。両地区児童館・児童センターで盆踊り、伝承遊び、将棋、百人一首などの異世代交流事業を地域の方々（高齢者ふれあい大学や更生保護女性会）の協力のもと実施。	教委学教G 教委社教G
スポーツ・レクリエーション活動推進	子どもたちが地域で行われているスポーツやレクリエーション活動に気軽に参加し、活動できるような環境の整備。子どもチャレンジ塾や安平子連事業と連携した事業を実施。	教委社教G

(7)ふるさと教育・学社融合

◆現状と課題

現代では、家庭・学校・地域がそれぞれの役割を見つめ直し、互いに連携・協力を図りながら、社会全体で子どもたちの健全な育ちを支えていくことが求められており、ふるさと教育・学社融合はこれを叶え、ひいては地域全体の教育力を高める取組として町内全小中学校に導入し展開しています。

これまでの取組において一定の成果をあげているものの、さらに町民相互の学び合いを活発にし、ふるさと安平町を体感するとともに、地域全体の教育力を高める事業を推進することが重要です。

事 業	内 容	担 当 課
ふるさと教育・学社融合推進事業	ふるさとを愛する心をはぐくむとともに、ふるさとに誇りを持ち、ふるさとを心のよりどころとして、強く生きていくことのできる子どもの育成を目指すとともに、学校教育と社会教育が一体となり、双方のねらいを叶える学習効果の高い取組を展開する。地域の教育力（資源）を活かしながら学習活動を進めていくことにより、町民相互の学び合いを促進し、結びつきを強め、ひいては町全体の教育が充実することを目指す。ふるさと教育・学社融合推進委員会の下に担当者部会を置き、学社融合事業を実施。各学校で多くの事業を実施し充実した授業を展開。	教委社教G 教委学教G

基本目標2 青少年の健全育成

次代を担う青少年が社会の一員であることを自覚し、自ら進んで社会参加できるよう、家庭・学校・地域が一体となった青少年の安全確保と健全育成のための環境づくりを促進します。また、急激に進展する情報化社会への対応や、青少年の非行及び犯罪被害の両面において防止対策を進め、青少年が心豊かに成長できる環境と地域づくりが必要です。

(1)子どもの権利保障の推進

◆現状と課題

子どもの権利保障（擁護）は、子どもにやさしいまちづくりの根幹です。子どもの心身の発達に重大な影響を及ぼす児童虐待の増加・深刻化や、いじめの問題など、子どもの権利侵害が社会問題化する中、地域の関係機関や専門機関が連携し、子どもの権利を守る相談・支援体制の充実を図るとともに、人権教室のような取組みや日本ユニセフ協会との協働を通じて、子どもの人権意識の高揚を図ることが必要です。

事 業	内 容	担 当 課
子どもの人権相談	人権擁護委員や民生委員・児童委員をはじめ地域の関係機関、専門機関が連携し対応。人権講話を実施。	健康福祉 G 教委学教G 教委社教G
いじめ防止対策	いじめ防止対策推進法等に基づき、「安平町いじめゼロ子ども会議」等を通じた普及啓発、早期発見と未然防止に努める。学校いじめ防止基本方針の策定、各学校におけるいじめ防止等の対策のために設置した組織との情報共有化、人権教育や命の教育の充実を図る。	教委学教G 教委社教G
遊育推進事業	児童の発案による遊びの開発などの遊びを通して、社会とのかかわりを強めながら子どもの権利を保障する。	教委学教 G

(2)非行・犯罪被害防止活動

◆現状と課題

近年、ライフスタイルの多様化などに伴う地域社会の犯罪抑止機能の低下により、全国的に青少年の非行は依然として高い水準にあります。また、児童虐待や児童ポルノ事件など子どもが犯罪に巻き込まれる事件も多くなっています。

本町では、「子どもサポート隊」、「地域見守りネットワーク」のように地域と連携しながら身近な見守りや犯罪の抑止対策が展開されてきました。

このため、地域における防犯意識を高め、地域住民やボランティアによる声かけなど、地域住民と一体となったきめ細やかな見守り体制が必要です。

事 業	内 容	担 当 課
安全なまちづくり(セーフティボランティア)	登下校の見守りを一層推進するため、各地区、校区等の保護者やボランティアによる見守りの推進や、子ども自身への注意喚起の徹底を行う。追分地区、早来地区で子どもサポート隊を実施。	教委社教G
青色防犯パトロール	自治会等にて警察署に登録し、会員の自家用車に青色灯を装着し、走行時に防犯の啓発を行う。青色回転灯パトロールを町内イベント開催時や児童の登下校時間に実施。	総務情報 G
地域見守りネットワークの構築	子ども・しうがい者・高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域全体で見守り活動を行う。平成23年7月ネットワーク立ち上げ。町及び関係機関等が相互に連携し、地域全体で見守り支え合う体制を整備。協力機関の増加、訓練や研修の実施に努める。	健康福祉 G 健康推進 G

(3)子どもの居場所づくり

◆現状と課題

少子化や共働き世帯、ひとり親世帯の増加など社会環境の変化により、子どもの居場所づくり、健全育成は重要性が増しています。

放課後子ども教室、子どもチャレンジ塾、安平子連、児童館などとの連携を一層深めるとともに、遊育推進事業を活用した体験活動の充実等、学校とも連携しながら事業展開を図る必要があります。

事 業	内 容	担 当 課
放課後子ども教室	児童の多様な体験学習の機会の充実や放課後の教育環境を整備。地域の方を講師に迎え町内各児童館との共催により各5回程度の事業を実施。指導体制の充実、環境整備の検討。	教委社教G
子どもチャレンジ塾	サバイバルキャンプの実施など生きる力を実践する事業等の展開により、心の豊かさや自己の可能性を伸ばす事業を実施。	教委社教G
子ども会活動の支援	町内各地区において組織する子ども会活動への支援を行い、異年齢交流等、健全育成事業の指導者（ジュニアリーダー）の養成を行う。 安平子連の中にジュニアリーダーを位置付け育成を支援。	教委社教G
子ども子育て会議青少年部会	青少年の総合的な対策が適切に実施されるよう、関係行政機関の連携を行う。会議を開催し関係機関の情報交換を図る。	教委社教G
子ども対象の生涯学習事業	自ら考え自ら行動できる子どもの育成のため、子どもチャレンジ塾を通して、時代に合った学習の場や機会を提供。	教委社教G
遊育推進事業	ENTRANCEを活用した屋内の居場所提供や北進の森等を活用した野外イベントの提供により、遊べる居場所づくりを進める。	教委学教 G

児童館・児童センター	18歳未満の全ての子どもたちを対象とし、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかな育成を促す。	教委学教G
放課後児童クラブ	小学1~6年生までを対象に放課後や土曜日、長期休業中の子ども達に健全な遊びの提供の中で、保護者等が家庭にいない間、安心で安全な居場所を提供。	教委学教G

(4)思春期保健対策等

◆現状と課題

性感染症や人工妊娠中絶など性行動の問題、喫煙・飲酒、薬物乱用、過剰なダイエットや肥満といった健康の問題、いじめ、不登校、引きこもりなどの心の問題など、思春期における問題は多様化しています。また、高度情報化社会の進展により、有害な情報の取得や共有が容易となっていることから、これらの問題をより深刻化させているという背景があるのも事実です。

思春期は、豊かな母性、父性を育むために重要な時期であり、生命の尊さや自分たちが将来子育ての当事者になることの自覚を促すことが必要です。また、保護者同様、乳幼児と触れ合う機会の少ない児童生徒にその機会を設け、子どもを生み育てたいという気持ちを育む取組みを推進することも必要です。

事 業	内 容	担 当 課
思春期保健対策	思春期の心の相談等に対応するための窓口の設置や、関係職員のスキルアップや支援を実施し、喫煙、薬物乱用やDVの防止について、関係機関との連携により啓発、推進。ふるさと教育・学社融合事業などを通して薬物乱用防止教室や中学校における命の講座などを実施。アウトメディア教育による健やかな成長支援を検討。	健康福祉 G 教委社教G
性感染症予防教育	若年者の性感染症予防対策を推進するため、児童・生徒への予防知識と予防行動の啓発普及。中学校、高校等で王子総合病院所属の助産師による性感染症の講義など実施。	教委社教G
乳幼児ふれあい体験	町内の中学生・高校生を対象に保育体験として乳幼児とふれあう機会を設け、子どもとの接し方、子育ての楽しさ、生命の尊さを学び、慈しみの心や子どもを生み育てたいという気持ちを育む。ふるさと教育・学社融合事業を通して実施	教委社教G 教委学教G

2. 親と子の育ち

基本目標1 母親と子どもの健康

妊婦や乳幼児の健康診査、新生児訪問、女性特有のがん検診や予防接種等を実施し、疾病の予防、早期発見、早期対応の体制を充実させるとともに、不妊治療費や乳幼児医療費の助成を充実し、母子の健康増進に努めます。また、学校や家庭、地域が連携し食育を推進させることで、子どもたちが健やかに生きるための基礎を培います。

(1) 安全・安心な妊娠出産支援

◆現状と課題

安平町では、母子健康手帳交付時に妊婦一般健康診査14回、超音波検査11回分の受診票を発行し、安心して妊娠期間を過ごすことができるよう支援しています。また、産科医療機関等との連携や保健師による相談体制を充実させることも重要です。

特定不妊治療については、所得制限を設けずに助成するなど、北海道よりも拡充して支援を行い、不妊治療を受ける夫婦の経済的・精神的負担の軽減に取り組んでいます。

事 業	内 容	担 当 課
産科医療機関との連携	ハイリスク妊娠・分娩の妊婦や、胎児・新生児が十分な医療を受けられるよう、産科医療機関との連携と情報交換により出産後のケアも図る。病院より連絡を受けて訪問実施。	健康推進 G
妊婦健康診査費用の助成	妊婦に対し、妊婦健康診査等検査に係る費用を助成。妊婦健康診査受診券を発行。	健康推進 G (北海道)
特定不妊治療費用の助成	子どもができずに不妊治療を行っている夫婦が特定不妊治療を受けた費用の一部を助成することにより、経済的・精神的負担の軽減や、不妊治療を受ける機会を増やす。本人の申請により実施。所得制限や金額など北海道の制度よりも拡充。	健康推進 G
風しん症候群予防接種費用の助成	妊娠を望む夫婦に対して、新生児の風しん症候群を防ぐため、風しん予防接種料金の一部を助成。町広報誌、ホームページ、母子健康手帳交付時にチラシを配布し啓発。	健康推進 G

(2) 乳幼児と母親の健康の確保

◆現状と課題

子どもを安心して生み、ゆとりをもって健やかに育てるためには、妊娠・出産から乳幼児期における健康診査や保健指導の充実を図り、母親並びに乳幼児の健康の確保と、子どもが健やかに育つ環境の整備が必要です。

ニーズ調査でも健診、小児医療体制の充実、乳幼児医療費助成の対象拡大などを求める

意見があり、乳幼児医療費助成については、高校生まで拡大をされました。今後も、保健・医療・福祉の各分野間で連携しながら、妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、相談を受ける保健師等の資質の向上を含め新生児訪問、乳幼児健診等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実とともに成長ログを活用した母子への情報提供等による側面支援を強化していくことが必要です。

事 業	内 容	担 当 課
新生児訪問	出生届から保健師が母親等と連絡を取り、家庭訪問による助言や養育支援等実施。	健康推進 G
乳児全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる家庭に子育て世代包括支援センターの保健師等が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげ、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図る。あわせて訪問実施事業に係る研修を関係者で行い資質の向上を図る。	健康推進 G
乳幼児健康診査の充実	3～4か月、7～8か月、12～13か月、1歳6か月、3歳、5歳児健康診査を実施し、疾病、発育、発達の定期的な確認を行い、早期発見、早期対応に努め、健康診査の場を育児支援の場として活用し育児負担の軽減を図る。各種健診における受診勧奨の徹底と未受診者への確認。	健康推進 G
がん検診推進事業	がん検診を託児付きの検診とする等の環境整備により、受診率の向上を図る。乳がん検診は、対象年齢を国の指針より拡大し30歳以上とし、他のがん検診を全て無料。	健康推進 G
予防接種	感染の恐れがある疫病の発生及びまん延を防止するため、予防接種法に基づく定期予防接種を実施。予防接種法改正によりB型肝炎、日本脳炎の予防接種を追加。	健康推進 G
小児救急医療体制の確保	小児科医確保の環境整備や検査体制の整備、小児救急医療体制の確保・維持に向けた取組み。苫小牧市立病院を拠点に東胆振の2次医療圏における高度小児救急(NICU)設備及び医療体制維持負担を1市4町で分担	健康推進 G
乳幼児医療費助成	乳幼児の医療費の保険診療自己負担の一部を助成し、保護者の経済的負担軽減や、乳幼児の健康保持と福祉の増進を図る。高校生までの医療費の全額助成に拡充。	国保介護 G
未熟児養育医療	種々の未熟性があり、家庭保育が困難で入院加療必要とする未熟児に対する医療給付。北海道から権限移譲。	健康推進 G
小児慢性特定疾患治療	慢性疾患により長期療養を必要とする児童等の健全育成を図るために、当該疾患の治療方法に関する研究等に資する医療費の給付。北海道事業として実施。	健康推進 G
通所等交通費助成	しょうがい児又はその疑いのある児童に対し通所及び通院に要した交通費の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図	健康福祉 G

	り、もって福祉の増進に寄与。	
母子栄養食品支給事業	おもに双生児以上を受胎している妊婦と出産後の乳児に対して粉ミルクを支給して栄養補助を行う。	健康推進 G
エキノコックス症検査	9歳となる小学3年生を対象に毎年無料で実施。陽性反応が出た場合は苦小牧保健所を通じて精密検査を行い早期治療を図る。	健康推進 G
フッ化物洗口	フッ化物の水溶液を少量（5～10ml）口に含んでブクブクうがいを行い、虫歯を予防。学校歯科医等の協力のもと、保護者の同意を得られた園児・児童生徒に対しこども園、小中学校で実施	健康推進 G 教委学教G
LINE@（ラインアット）	登録者に対し町から、健診日時や子育てに関する情報をモバイル端末へ発信。	健康推進 G
成長ログ事業	スマートフォンで電子母子手帳を登録することで、町から子どもの健康に関するお知らせや予防接種情報の発信、保護者が健診結果や日記を入力したり、画像を保存する機能もあり、健診結果や子供の成長を記録することでセルフケアを高めることができる。	健康推進 G

(3) 食育・地産地消の推進

◆現状と課題

近年の社会環境や生活様式の変化による偏食や欠食等の食習慣の乱れは、肥満や、やせ症等の問題を引き起こし、子どもの心と体の健康問題に関係することもあります。

乳幼児期から望ましい食習慣を身につけさせることは、その後の生涯にわたる食習慣の基盤となるため、子育てをする保護者に対する食に関する教育や、子どもたちに様々な食に関する体験をさせることができます。また、地産地消の取組みはふるさとへの愛着につながるものです。

学校給食センターでは、アレルギー対応の給食を始めていますが、窒息事故や食物アレルギー（アナフィラキシーショック事故）、ノロウイルス等を原因とする大規模な食中毒などの未然防止策に向け、これまで以上に安全確保や衛生管理の徹底が重要です。

事 業	内 容	担 当 課
食育	食育を総合的かつ計画的に推進するため、安平町が策定する健康あびら21に基づき、幅広い食育の取組みを展開する。	教委学教G 学校給食C 健康推進 G
子育て支援センターにおける食育	偏食改善等の調理教室、食の大切さや地産地消をテーマとした講座や2計測時の保健師による相談の実施により、家庭の食育を推進	教委学教G 健康推進 G
こども園における食育	菜園作り等による植栽や収穫や料理活動、日々の給食やお弁当を通して、食に対する興味を深める。また、保護者には給食によりでの子どもの年齢に応じた食事や偏食改善等の情報提供や給食試食会を実施。	教委学教G 学校給食 C

学校における食育	学校給食を通して児童・生徒の心身の健康増進を図るとともに、生きた教材を活用しながら、学校栄養教諭が中心となり、食に関する指導を行う。子どもたちと生産者との交流による食育教育を拡充。	教委学教G 学校給食C
学校給食センターの運営	衛生管理の徹底を図り、学校給食の地産地消の拡大と、保護者と連携しアレルギー対応給食を提供し、安心で安全なおいしい給食を提供。食物アレルギー（アナフィラキシーショック事故）、ノロウイルス等を原因とする大規模な食中毒などの未然防止。	学校給食C 教委学教G
保健センター等における食育	乳幼児や保護者に、生活リズムと食のリズム、食習慣の大切さを、調理実習や個別指導により啓発。1歳6か月・3歳児・5歳児健康診査を通して幼児期の年齢における子ども達への食育支援を実施。	健康推進 G

基本目標2 親育の支援

親は周囲の様々な支援を受けながら、実際に子育てを経験することを通じて、親として成長していくものです。こうした視点に立ち、家庭教育の充実、子育てに関する知識の普及や情報提供とともに、妊娠や出産・育児についての不安軽減に努めます。

(1)家庭における教育力の向上

◆現状と課題

家庭は、子どもたちの健やかな育ちの基盤であり、すべての教育の出発点です。

一方、地域とのつながりの希薄化や、親が身近な人から子育てを学んだり助け合う機会の減少、高度情報化社会の進展など、子育てや家庭教育を支える地域環境が大きく変化しています。

本町では、これまでブックスタート事業や就学時健診、学校説明会等、多くの保護者が集まる機会にアウトメディア教育を含めた家庭教育講座を開設する等により取組んできましたが、加えて親同士が子育てに関する悩みを相談したり、気軽に仲間と話し情報交換が行えるようなネットワークづくりが必要です。

事 業	内 容	担 当 課
ブックスタート事業	乳幼児健康診査を利用して、7～8ヶ月の乳児と保護者を対象に、読み聞かせの効果や方法を教え、推奨絵本の贈呈や図書館蔵書の紹介をし家庭での親子の関係づくりを支援。	教委社教G
公民館図書室	追分、早来公民館図書室で図書館司書を配置し子どもから大人までの多様化する関心に対応する児童図書や育児書等の充実を図る。遠浅公民館及び安平公民館内の図書室についても、子どもから大人が利用し集う場として、利用しやすい環境整備に努める。	教委社教G
家庭教育講座	子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会の提供を行う。小・中学校の入学説明会にあわせて、保護者を対象に家庭教育講座を実施。	教委社教G
様々な教室の充実	各機関が実施しているパパママ教室、乳児健康相談としての離乳食講習会や歯科講習会、妊娠期の保護者への家庭教育講座などの特徴を活かし、内容の充実や連携を図る。	健康推進 G 教委社教G

(2)育児不安軽減のための支援

◆現状と課題

少子化や核家族化、女性の社会進出、地域社会における連帯感の希薄化など、育児を取り巻く環境は大きく変化しています。また、育児に関する情報が氾濫する一方で、乳幼児と触れ合う機会が少なく、子どもと接したことのない親が増えています。その結果、育児についての不安や悩みを抱く子育て家庭が増加するとともに、孤立化する親たちも見ら

れるようになっています。

ニーズ調査の結果でも、子育てに不安感や負担感を感じている人（「非常に感じる」または「なんとなく感じる」と回答）は、約半数以上と高まっています。

育児不安や社会からの孤立化による親の問題は、その影響を受ける子どもの心の問題や子ども虐待を含む親子関係にまで影響することが指摘されており、相談・支援体制のさらなる充実が必要です。

このような課題に対応するため、安平町では平成 31 年 4 月に子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点を設置しましたが、これまで以上に丁寧な相談支援の展開し、関係機関との連携を強化し、支援を行っていく必要があります。

事 業	内 容	担 当 課
養育支援訪問	養育支援が必要な家庭に対して、子ども家庭総合支援拠点の保健師等の有資格者が訪問し、養育に関する相談、助言、指導を行い、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る。	健康福祉 G
乳児全戸訪問事業	生後 4か月までの乳児のいる家庭に子育て世代包括支援センターの保健師等が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげ、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図る。	健康推進 G
未熟児の訪問指導	保健師等が低体重児の届出等で把握した家庭を訪問し、未熟児の発育・発達の確認や必要な保健指導を行うとともに、保護者の育児不安を軽減するための支援などを行う。北海道から権限移譲。	健康推進 G
子育て相談	子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点に保健師、保育士（幼稚園教諭）、心理職や社会福祉士等の専門職員を配置し、0～18 歳までの子どもに関する児童相談により、育児不安、負担感の軽減、発達相談、教育相談、児童虐待等の未然防止、地域関係機関との連携を図る。保健師による相談、子育て支援センター、子ども発達支援センター等で相談を受け、関係機関連携により総合支援。	健康推進 G 健康福祉 G 教委学教 G
2計測事業	子育て支援センターで毎月「2計測の日」を設定し、乳幼児の身長、体重を定期的に計測し、保健師による講話や育児相談等を実施。	教委学教 G 健康推進 G

3. 地域ぐるみで子育て支援

基本目標1 生活環境の整備

安心して子どもを育てるためには、住環境整備のほかに、親子や子ども達だけでも安全で快適に外出できる環境整備が必要です。また、ニーズ調査では、平成30年9月に発生した震災による影響を一つの要因として、親子で楽しく遊べる遊び場、公園の設置・充実を求める声が多く寄せられました。

このため、住宅や公園づくり、誰もが安心して通行できる道路環境整備のほか、環境問題への配慮、交通安全の啓発など、全ての町民が健康で心豊かな暮らしができる生活環境の整備に努めるとともに、定住促進の施策と連携した若者支援を推進します。

(1)居住環境・公園整備

◆現状と課題

子どもの健やかな成長には、日常の生活空間における安全や快適性が求められます。生活環境の整備にあたっては、子どもや子育て家庭にも配慮して実施することが必要です。

また、ニーズ調査では「町に対して、今後どのような子育て支援の充実をしてほしいと思いますか」という設問に、「公園や子連れでも出かけやすく楽しめる場所を充実させてほしい」という回答が51.2%、自由記載でも「子ども園以外（公園等）でも気軽に遊べる場所を充実させてほしい」という意見が27件寄せられているため、さらに細かなニーズの把握が必要です。

事 業	内 容	担 当 課
住宅や住環境に関する情報提供	ホームページや広報・窓口で公営住宅や民間アパート、売り地の情報、応募方法の紹介等、住宅や住環境に関する情報を提供。	政策推進 G 建設施設 G
公営住宅の入居基準の緩和	公営住宅には、世帯収入が基準額以下でなければ入居できない条件があるが、条例により同居者に小学校就学の始期に達するまでの者が有る場合は緩和措置。	建設施設 G
公園マップ作成	子育てガイドブックの中におでかけマップを掲載し公園等を紹介。定期的な内容の更新を行う。	健康福祉 G
生活環境整備	人体に有害な物質や異臭による環境汚染を防止するための河川や大気環境調査、監視及び啓発活動を推進。	住民生活 G
子ども・子育て世代を意識した公園づくり	今後の公園のあり方を地域住民等とともに検討し、魅力的な環境整備や計画的な設備更新を行う。	建設土公 G

(2)交通・道路環境整備

◆現状と課題

子どもを安心して生み育てるためには、地域が子どもや子育て家庭にとって配慮されたやさしい環境であることが重要です。道路や歩道、公共施設のバリアフリー化を引き続き推進していく必要があります。

平成25年度からデマンド交通の運行開始がされるなど、子育て世代向けの移動手段の充実化を図っており、引き続き制度内容の周知徹底に努めます。

また、子どもが巻き込まれる痛ましい交通事故が相次いでいることから、交通安全の意識やマナーを向上させるためにも各年齢に応じた交通安全教育を、学校や地域などと連携・協力を図りながら継続して推進していく必要があります。

事 業	内 容	担 当 課
バリアフ リー	今後新たに整備する公共施設等において、妊娠婦や乳幼児連れの親子の利用に配慮した環境整備を推進。	建設施設 G 健康福祉 G 教委社教G
人にやさしい道 路整備	交通安全施策として、町道整備計画に基づいて歩道等の整備を行うと共に、誰もが安心して歩行できる段差等のない道路整備、補修を行う。段差補修等は現地を調査し、危険箇所について都度補修を実施。	建設土公 G
地域公共交通の 整備	子育て中の人等が、安心・安全かつ容易に移動ができる地域公共交通の確立を目指す。デマンドバス(10人乗りワゴン)及び循環バスにより、生活の足の確保に努めている。生活の実情に沿い、かつ効率的で利便性の高い地域公共交通システムの実現のため、安平町デマンドバス運行協議会及び安平町地域公共交通会議において住民ニーズの収集及び関係者との調整協議を行っていく。	地域推進 G
交通安全教育	家庭・地域・学校等を通じて、幼児を含めた各年齢層に応じた交通安全教室等を実施し、交通安全の意識や交通マナーの向上を図る。	住民生活 G
交通安全指導	交通安全推進員、交通安全協会、交通安全母の会が各学期の初めに通学路の要所に立ち、登校時の道路横断指導等を4期40日間の交通安全運動期間に設定し実施。 北海道自転車条例が制定されたことから、自転車乗車時のヘルメット着用の推進を図るため、小学校新入学児童に対しヘルメットを贈呈する。	住民生活 G
通学路の点検	国道等の幹線通学路の安全対策等、学校からの要望等により、関係機関等の協力を得て改善の点検、調査を実施し改善する。	建設土公 G 教委学教G 住民生活 G

(3)定住促進・結婚支援

◆現状と課題

少子化対策には、結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」が重要ですが、それ抱えている課題は地域によって多様であり、明確な処方箋がないのが現状です。

しかしながら、人口減少社会に入ったという事実を踏まえながらも、安平町が安心して

子育てができるまちとして将来にわたって持続していくためには、若い世代が定住し、結婚し、子どもを生み育てるという良い循環が形成されることが必要であり、そのための定住促進・結婚支援の取組が重要です。

事 業	内 容	担 当 課
定住促進対策	ホームページや広報・窓口で民間アパート、売り地の情報、応募方法の紹介等、住宅や住環境に関する情報を提供するとともに、住宅建設奨励事業や出生祝金などの定住促進施策により若い世代の定住促進に取り組む。	政策推進 G
結婚祝金	安平町において婚姻届を出された方で、安平町に住まわれる方に5万円相当の安平町商品券と入浴券を支給。	政策推進 G
出生祝金	安平町において出生届を出された方で、安平町に住んでおられる方に支給。 第1子 3万円相当の安平町商品券・入浴券 第2子 5万円相当の安平町商品券・入浴券 第3子 10万円相当の安平町商品券・入浴券 第4子 50万円相当の安平町商品券・現金	政策推進 G 住民生活 G
住宅建設奨励助成金	安平町内で住宅建設、新築住宅を購入した場合に支給。 [町の分譲地] 20万円相当の安平町商品券 [それ以外] 10万円相当の安平町商品券	政策推進 G
転入奨励助成金	安平町内で住宅建設、新築住宅を購入した場合で、町外から転入される方に支給。 [町の分譲地] 20万円相当の安平町商品券 [それ以外] 10万円相当の安平町商品券	政策推進 G
転校準備助成金	安平町内で住宅建設、新築住宅を購入、町外から転入される方で、安平町の小学校・中学校に通うお子さんがいる世帯に10万円を支給。	政策推進 G
新規就農・新規商工業就業促進助成金	安平町の定住者で、新たに就農される方、商店等を開業される方、または、農業・商業の後継者となる方に20万円を支給。	政策推進 G 農政畜産 G
農業青年との交流会支援	農業後継者対策に資するよう安平町農業後継者対策協議会で実施している農業青年と未婚女性の交流会（農業体験、バーベキュー交流会など）の開催を支援。	農業農地 G

基本目標2 地域における支援

共働きの世帯もそうでない世帯でも、安心して子育てするために、多様なニーズに応じた保育サービスの提供とそれを利用しやすくするための情報提供や相談体制の整備、子育て支援センターを拠点とした身近な地域の中で親同士が気軽に情報交換できる場所づくり、地域のボランティア支援など、地域における様々な子育て支援の充実を図ります。

(1)保育サービス

◆現状と課題

町内では、町立はやきた子ども園で一時預かり保育を平成22年から、休日保育を平成23年から実施し全町を対象に受入をしてきた中、追分地区でも平成29年の認定こども園化と同時にサービスを開始しています。

近年保護者等の就労形態の多様化に伴い、保育のニーズも多様化しており、ニーズ調査では、これらに加えてはやきた子ども園における11時間以上の延長保育や病児・病後児保育の導入、幼稚園の預かり保育や一時預かり保育、休日保育の充実化に対する要望があるという結果となっています。

事 業	内 容	担 当 課
延長保育	就労形態に則した保育ニーズに応じ、保育時間を11時間以上に設定する。町内ではおいわけ子ども園で実施。はやきた子ども園での実施を検討。	教委学教G
一時預かり保育	就労形態の多様化や家族等の傷病、私的理由等による一時預かりを両子ども園で実施。サービスの拡大について検討。	教委学教G
休日保育	就労形態に則した保育ニーズに応じ、日曜・祝日の保育を両子ども園で実施。サービスの拡大について検討	教委学教G
病児、病後児保育	病気又は病気回復期にあり集団保育には適さない児童の保育。町内では未実施。実施について研究・調査。	教委学教G
家庭的保育	保育所より技術的な支援を受けながら、市町村の認定を受けた家庭的保育者※の居宅、その他の場所で保育を行う、少人数保育。町内では未実施。待機児童が発生した場合等において実施に向けた検討。	教委学教G
ショートステイ	保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などで養育・保護を行う。町内では未実施。関係機関及び施設との連携調整により対応。	教委学教G
トワイライトステイ	保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設などで児童を預かる。町内では未実施。関係機関及び施設との連携	教委学教G

	調整により対応。	
ファミリーサポートセンター	子育てを手助けしてほしい人と手助けしたいとの会員組織による相互援助活動により、仕事と子育ての両立支援や育児疲れのリフレッシュを図る。町内では未実施。	教委学教G
幼稚園における在園児を対象とした預かり保育	幼稚園の教育課程に係る教育時間の前後や休業日などに、当該園児のうち希望者を対象に預かる。両子ども園で実施。サービスの拡大について検討。	教委学教G

(2) 子育て支援サービス

◆現状と課題

町では、0～4歳児の就園前のお子さんとその保護者を対象とした子育て支援センターを早来・追分両地区に1か所ずつ開設しています。子育て支援センターでは、親子の交流の場の提供と保護者同士の交流の促進、子育て等に関する相談、情報提供、講習等を行っていますが、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、法定化された利用者支援事業など、地域の子育て拠点としての機能強化が求められています。

また、早来・追分両地区に児童館、児童センターが1か所ずつあり、それぞれ放課後児童クラブを開設しています。

事 業	内 容	担 当 課
地域子育て支援拠点事業	早来地区、追分地区に子育て支援センターを開設し乳幼児及びその保護者の相互交流の場の提供、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。	教委学教G
赤ちゃん広場	1歳未満の新生児の親子を対象に交流や情報交換をしたり、悩み相談などに応じ、育児不安の軽減を図る。子育て支援センターの開放に新生児の親子が利用しやすいよう0～1歳を対象とする時間を設定。	教委学教 G
体験入園・園開放	子ども園での体験入園を支援し、施設や園庭の開放や園児との交流により入園に向けた不安の解消を図る。	教委学教G
利用者支援事業	子育て世代包括支援センターで、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施。	教委学教G
児童館・児童センター	18歳未満の全ての子どもたちを対象とし、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかな育成を支援。	教委学教G
放課後児童クラブ	放課後や土曜日、長期休業中の子ども達に健全な遊びの提供の中で保護者等が家庭にいない間、安心で安全な居場所を提供。小学1年生からまでから小学6年生までが対象。	教委学教G
児童館(児童センター)及び放課後児童クラブ委託事業	認定こども園を運営する公私連携法人に運営を委託することで、児童福祉複合施設設のスケールメリットを活かした一体的な運営により、質の向上に努める。	教委学教 G
子育てガイドブック	町内の子ども・子育てに関する情報を集約した子育てガイドブックを作成し、町ホームページへの掲載等により周知を図る。定期的な情報の更新。	健康福祉 G
LINE@(ラインアット)	登録者に対し町から、子育てに関する情報をモバイルへ発信。	教委学教 G

(3)子育て支援ネットワーク・ボランティア

◆現状と課題

子育て家庭に対して、きめ細やかな子育て支援サービスや保育サービスを効果的・効率的に提供するためには、地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成が必要です。町内で活動している団体やサークルと連携し、そのネットワークの中核となり、子ども・子育てに関する町内の情報を集約し、必要な情報を必要な方に提供する役割が求められています。

また、子ども・子育て支援の拡充により、事業の担い手不足が懸念されており、「子育て支援員」の活用などによる人材確保が急務となっています。

事 業	内 容	担 当 課
ネットワークの充実	子育てに関係している団体や関係機関のネットワーク化を推進。ニーズに応じて支援検討。	教委社教G 教委学教G
ボランティア	地域支援力の向上のため、ボランティア養成講座、子育て支援事業視察等を実施。ニーズに応じて支援。	教委社教G 教委学教G
高校・大学との連携	子育てに関する情報や研修・研究に対し子育て講座等を実施。ニーズに応じて支援。	教委社教G 教委学教G
読み聞かせの会	有志サークル活動により、こども園等への出前活動など、読み聞かせの普及を行う団体支援を実施。	教委社教G
子育てサークル、子育て支援サークルの育成支援	子育て支援センター等を利用する親子や子育てを応援したい町民に対し、サークルづくりやサークル活動を支援し、場の提供やリーダー養成、会員の資質向上の研修を実施。子育て支援サークル「あります」の活動支援を実施。	教委社教G
子育て支援員	育児経験豊かな主婦等を主な対象として、必要な研修を受講し修了した者を子育て支援員として北海道知事が認定し放課後児童クラブの補助員や子育て支援センターの専任職員等として勤務を可能とする仕組み。子育て支援新制度により事業の拡充に伴う人材の不足に対応するため、利用促進に向けた情報提供を実施。	教委学教G

(4) 子育て家庭への経済的支援

◆現状と課題

子どもの医療費やこども園の保育料など、子どもが育つ過程には様々な経費がかかり、少子化の一因になっていると考えられます。ニーズ調査でも町に求める子育て支援として費用軽減をあげる方が34.4%いるという結果になっています。医療費の無償化や令和元年10月からの幼児教育・保育無償化など様々な負担軽減策を実施してもなお負担感が消えていない現状がうかがえます。引き続き児童手当など各種手当や助成制度等、国や北海道の制度を活用した経済的支援による更にきめ細かな対応が求められています。

事 業	内 容	担 当 課
児童手当	中学校修了までの児童を対象に子ども手当支給。対象世帯への申請勧奨を行う。	健康福祉 G
児童扶養手当	父母の離婚や死別等によるひとり親と生活する児童への生活の安定と自立、健全育成を図るために手当での支給。北海道事業として実施。対象世帯への申請勧奨を行う。	健康福祉 G
特別児童扶養手当・障害児福祉手当	精神又は身体にしうがいを有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度のしうがいを有する児童に障害児福祉手当を支給する。北海道事業として実施。対象世帯への申請勧奨	健康福祉 G

	奨を行う。	
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦に対し、経済的自立の助成や生活意欲の助長を図るため、必要な貸付を行う。北海道事業として実施。	健康福祉 G
母子家庭等自立支援給付金	母子家庭の母や父子家庭の父の就業支援のため、 <u>自立支援教育訓練給付金</u> ※、 <u>高等技能訓練促進費</u> ※を支給。北海道事業として実施。	健康福祉 G
保育料(利用者負担) 多子軽減	子ども園等に通うきょうだいが2人以上いる世帯の保育料軽減。国が実施する制度は当然のこと、北海道の実施する3歳未満児への軽減事業の着実な実施。	教委学教G
保育料(利用者負担) 減額	保育料(利用者負担) を町独自の軽減率で設定し保護者の負担軽減。 平成27年度から新制度の施行に合わせ、利用者負担については、町独自に国基準の2分の1で設定。3歳以上児については、令和元年10から幼児教育・保育が無償化されたことから、3歳未満児について継続。	教委学教G
放課後児童クラブ利用料の無償化	全国的には保育料並みの費用負担が必要である中、安平町では従前から無償でサービスを提供。	教委学教 G
就学援助費の支給	就学困難な児童生徒に対し法律に基づいた就学援助費を支給する。生活保護基準の引き下げにより、要保護※や準要保護※の認定を受けていた児童生徒が従来通りの就学援助が受けられなくならないよう対策を講じる。	教委学教G
奨学資金	就学の希望があるにも関わらず保護者等の経済的理由により高等学校等への就学が困難な生徒に奨学金を支給する。安平町育英基金奨学金にて給付。	教委学教G
トップアスリート支援事業	優秀な成績を収めた小・中・高校生・大学生等に対して、その後も全国を舞台にして活躍できるよう支援し、トップアスリートとしての可能性を引き出す。トップアスリートの大会参加に係る経済的支援を実施。	教委社教G
妊婦健康診査費用の助成	妊婦に対し、妊婦健康診査等検査に係る費用を助成。妊婦健康診査受診券を発行。	健康推進 G (北海道)
特定不妊治療費用の助成	子どもができずに不妊治療を行っている夫婦が特定不妊治療を受けた費用の一部を助成することにより、経済的・精神的負担の軽減や、不妊治療を受ける機会を増やす。本人の申請により実施。所得制限や金額など北海道の制度よりも拡充。	健康推進 G
風しん症候群予防接種費用の助成	妊娠を望む夫婦に対して、新生児の風しん症候群を防ぐため、風しん予防接種料金の一部を助成。婚姻届、母子健康手帳交付時にチラシを配布し啓発。	健康推進 G
乳幼児医療費助成	乳幼児の医療費の保険診療自己負担の一部を助成し、保護者の経済的負担軽減や、乳幼児の健康保持と福祉の増進を図る。中学生まで	国保介護 G

	の医療費の全額助成に拡充。	
未熟児養育医療	種々の未熟性があり、家庭保育が困難で入院加療必要とする未熟児に対する医療給付。北海道から権限移譲。	健康福祉 G
小児慢性特定疾患治療	慢性疾患により長期療養を必要とする児童等の健全育成を図るために、当該疾患の治療方法に関する研究等に資する医療費の給付。北海道事業として実施。	健康福祉 G
通所等交通費助成	しうがい児又はその疑いのある児童に対し通所及び通院に要した交通費の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図り、もって福祉の増進に寄与。	健康福祉 G
母子栄養食品支給事業	おもに双生児以上を受胎している妊婦と出産後の乳児に対して乳製品（現物）を支給して栄養補助を行う。	健康推進 G
エキノコックス症検査	10歳となる小学3年生を対象に毎年無料で実施。陽性反応が出た場合は苦小牧保健所を通じて精密検査を行い早期治療を図る。	健康推進 G
結婚祝金	安平町において婚姻届を出された方で、安平町に住まわれる方に5万円相当の安平町商品券と入浴券を支給。	政策推進 G 健康福祉課
出生祝金	安平町において出生届を出された方で、安平町に住んでおられる方に支給。 第1子 3万円相当の安平町商品券・入浴券 第2子 5万円相当の安平町商品券・入浴券 第3子 10万円相当の安平町商品券・入浴券 第4子 50万円相当の安平町商品券・入浴券	政策推進 G 税務住民 G
住宅建設奨励助成金	安平町内で住宅建設、新築住宅を購入した場合に支給。 [町の分譲地] 20万円相当の安平町商品券 [それ以外] 10万円相当の安平町商品券	政策推進 G
転入奨励助成金	安平町内で住宅建設、新築住宅を購入した場合で、町外から転入される方に支給。 [町の分譲地] 20万円相当の安平町商品券 [それ以外] 10万円相当の安平町商品券	政策推進 G
転校準備助成金	安平町内で住宅建設、新築住宅を購入、町外から転入される方で、安平町の小学校・中学校に通うお子さんがいる世帯に10万円を支給。	政策推進 G
新規就農・新規商工業就業促進助成金	安平町の定住者で、新たに就農される方、商店等を開業される方、または、農業・商業の後継者となる方に20万円を支給。	政策推進 G 農政畜産 G

4. 仕事と生活の調和

基本目標1 ワーク・ライフ・バランスの推進

性別を問わず、仕事と生活のバランスを取り、結婚や子育てに影響されず働きやすい環境づくりが必要です。このため、町民や町内企業、事業所に向けて仕事と生活の調和の普及啓発を推進します。

(1) 家庭や職場の意識改革

◆現状と課題

男女共同参画基本計画の策定により、父親の子育て参加や育児休業取得の促進、性別を問わず、結婚や子育てに左右されない職場環境づくりに向けた啓発活動を実施しています。育児休業に係るニーズ調査において、母親の場合「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」は〇件である一方で父親の場合は25.7%、「仕事が忙しかった」母親が8.3%、父親が40.6%いることが判明し、特に父親への仕事面での子育て支援対策の充実が望まれます。

事 業	内 容	担 当 課
働き方の見直し	結婚や子育てに左右されない働きやすく住みやすい環境の実現に向けた次世代育成支援対策推進法による一般事業主行動計画※策定や事業所内保育施設※、産前産後休暇や育児休業などの制度周知、結婚や子育てに左右されない職場環境づくりの推進と啓発を実施。	総務情報 G 健康福祉 G
男女共同参画による子育て環境整備の促進	男女共同参画基本計画を策定し、父親の子育て参加や育児休業取得促進等、性別役割分担の意識の改革や柔軟な働き方ができる制度を導入するなど、職場環境改善に向けた広報紙やホームページを使った啓発活動により理解と協力を仰ぐ。	地域推進 G
父親の子育て参加	父親の子育て参加に関する啓発のための講習会や親子遊びの方法等の情報、実践提供を実施。パパママ教室における父親の子育て参加を啓発。	教委社教 G 健康推進 G
情報提供	男女共同参画基本計画を策定し、子育てしやすい職場環境づくり、男女が共に仕事と生活の調和を実現できるよう、広報あびら及び町ホームページへ掲載するとともに、計画概要版を両庁舎、公民館に設置し啓発と情報提供。	上記担当課

(2) 雇用環境の整備

◆現状と課題

公共職業安定所（ハローワーク）や町内企業との連携により就職情報の提供や労働相談を実施しています。

事 業	内 容	担 当 課
雇用促進事業	公共職業安定所（ハローワーク）や町内企業との連携により就職情報の提供や労働相談の実施。	商工労働 G

5. 全ての子育て家庭への支援

基本目標1 要保護児童等への取組み

児童虐待防止対策については、子ども家庭総合支援拠点での相談支援を中心としながら、啓発活動の充実とともに、安平町要保護児童対策地域協議会で、実態把握やアセスメントを行う中で理解を深め、関係機関とのネットワークにより支援体制の強化を図ります。

また、しうがいのある子どもや発達に課題のある子どもへ乳幼児期から学齢期、思春期まで一貫した支援体制の構築やひとり親家庭の自立支援を行います。

(1)児童虐待防止対策

◆現状と課題

児童の虐待防止対策として、子ども家庭総合支援拠点を設置し、要保護児童対策地域協議会の事務局を担いながら、関係機関と連携、未然防止などについて協議、対応しています。また、多様化する生活環境の中で、子育ての悩みや負担感の軽減、孤立化防止など、家庭訪問や生活相談事業も展開しています。

事 業	内 容	担 当 課
児童家庭相談	保護者の育児不安や負担感の軽減や児童虐待の未然防止に努め、関係機関の連携を強化し相談体制の充実を図るとともに研修等により職員の専門性の向上を図る。保健師、発達支援センターによる月例打合せ等による連携強化、外部講師による研修会、担当職員の児童相談・虐待対応研修の受講など実施。	健康福祉 G
児童虐待防止啓発活動	関係機関向け、子どもへの虐待対応マニュアルの作成及び保護者・地域住民・子ども向けの資料やパンフレットを作成。児童虐待防止推進月間に合わせ啓発ポスター・リーフレット等を公共施設へ掲示、配布。	教委学教 G 教委社教 G 健康福祉 G
親支援のための学習会	子育て中の親に対し、虐待防止、命の尊さについて意識啓発や学習会を開催。専門職による講演会などを実施。	健康福祉 G
要保護児童対策地域協議会	児童虐待等、要保護児童等の諸問題について、関係機関と連携し未然防止、早期発見、初動対応、措置等について協議し対応。必要に応じて実務者会議、個別ケース検討会議を実施。代表者会議の毎年開催により関係機関の連携を強化。	教委学教 G 健康福祉 G
DV※対策	地域住民や民生委員・児童委員、保育園や学校等からの通報により、状況調査、対応協議、措置へと連携。日常的なDV状況にある家庭環境の中での育ちの影響を考慮し、関係機関と連携した支援を行う。	健康福祉 G

(2) しょうがい児対策

◆現状と課題

乳幼児健診により、発育・発達に課題のある児童に対し、早期療育支援などを進め、特別支援教育に基づく将来の自立生活や就労に向けた支援、また保護者への教育相談、しょうがい者医療費助成などの経済的支援を実施しています。

療育支援を持続させるためにも、小学校から中学校への連携した支援体制の強化が必要です。

事 業	内 容	担 当 課
乳幼児健康診査の事後支援	乳幼児健診を通して発見された発育・発達にしょうがい又はその疑いのある子に対し、関係機関との連携、継続性のある育児支援、早期療育支援を実施。健診事後指導と対象児の事後フォローワー体制整備。	健康福祉 G
地域療育事業	しょうがい児又はその疑いのある就学前の児童に対し、自立生活等に必要な知識や技能の習得等の支援を実施。心理士、言語聴覚士等を常勤配置。	健康福祉 G
教育相談	発達に課題のある子どもやその保護者への教育相談を実施し、本人や保護者のニーズにあった支援を行う。北海道立特別支援教育センター（巡回相談含む）による発達や教育の場についての相談勧奨、制度周知を実施。	教委学教G
こども園におけるしょうがい児保育制度	集団保育の中で育まれる仲間意識や摩擦を経験させ、しょうがいの有無に関わらず共に育つ保育を関係機関と連携し実施。施設型給付費の療育支援加算や、町独自の特別支援教育推進補助金制度により、両園での受入体制整備を支援。	教委学教G
放課後活動	放課後児童クラブにおけるしょうがい児又はその疑いのある児童の放課後活動の実施にあたり、委託法人へ国及び道の子ども・子育て支援事業交付金を活用した職員の加配を支援。	教委学教 G
短期入所	保護者の疾病やその他の理由で児童福祉施設等への入所により、排泄、入浴、食事等の介護その他の必要な支援を実施。障害者総合支援法の範囲で日中一時・デイ・居宅介護・移動支援を実施。	健康福祉 G
交通費助成	身体にしょうがいがある児童又は、将来的にしょうがいが残る可能性のある児童が、専門医療期間でその発達やしょうがいの検査や治療を受ける際の交通費の助成を実施。	健康福祉 G
しょうがい者医療費助成	身体障害者手帳1級～2級、療育手帳A、身体障害者手帳3級～6級で療育手帳B等を所持するしょうがい児に対し、保険診療に係る医療費を一部負担する。	国保介護 G
自立・社会参加支援	しょうがい児に対し通所及び通院に要した交通費の一部を助成し、経済的負担を軽減することで、社会参加や自立を促進する。また、児童の介護者に対する助成を合わせて行う。	健康福祉 G

日常生活用具給付等	身体上の生活を補うための補装具または、日常生活用具を必要とする場合に給付する。	健康福祉 G
特別支援教育就学奨励費	特別支援学校や特別支援学級等で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じ学用品費等経費を一部補助する。	教委学教 G
特別支援教育	幼稚園・小学校・中学校におけるしうがいのある園児・児童生徒に対し、個別の特別支援教育計画に基づき適切な教育を行い、将来の自立、就労に向けた継続した支援を実施。	教委学教 G
特別支援教育補助員	しうがいのある児童生徒の指導について、集団生活における補助目的で必要に応じ特別支援教育補助員を配置。	教委学教 G
施設整備	しうがいのある児童生徒に適切な指導が行えるよう支援学級の教室整備やバリアフリー化を推進。支援学級新設の際に教室整備を実施。	教委学教 G
子育て支援センター学校訪問支援事業	発達面などで支援が必要な児童を担当する教員のために、各学校からの派遣希望に応じて言語聴覚士や心理士を学校に派遣し教員へ専門的支援を実施。	健康福祉 G

(3)ひとり親家庭支援

◆現状と課題

母子家庭などひとり親家庭に対し、母子家庭、父子家庭及び寡婦の自立支援計画を策定しており、相談対応や医療費の助成による経済的支援を実施しています。

事 業	内 容	担 当 課
母子家庭等自立支援	母子家庭の母親、父子家庭の父親、寡婦の自立を支援する方針として母子家庭等の自立支援計画を策定し、母子家庭等の自立支援について、隨時相談を受ける等の対応を実施。必要に応じ支援プログラムの策定について検討。	健康福祉 G
母子家庭等日常生活支援	母子家庭の母親、父子家庭の父親、寡婦の疾病等の場合に、家庭生活支援員を派遣し、必要な家事援助又は保育サービスの提供を行う。申請・要望があった場合に検討対応。	健康福祉 G
ひとり親家庭児童の保育園入園配慮	経済的な自立を促し、安定した家庭環境の中での育ちを支援するため、児童の入園について配慮する。待機児童が発生する場合は、規則等によりひとり親家庭の優先利用を支援。	教委学教 G
ひとり親家庭医療費助成	ひとり親家庭に対し、医療費の保険診療自己負担部分の一部を助成し経済的支援を実施。	国保介護 G
ひとり親サポートガイド	ひとり親家庭が活用できる制度情報を集約し、子育てガイドブックとも連動したサポートガイドを作成。定期的な情報の更新。	健康推進 G

第6章 計画の推進に向けて

1. 推進体制

子どもとその保護者の生活に関わる全ての行政関係部署の協力を得ながら、幼児期の学校教育、保育及び子育て支援の関係者等の参画を積極的に得るなどして、計画の着実な実施や推進をはかります。

また、必要に応じて、子ども・子育て会議その他の町民が委員として参加する会議等での意見も聴取し、関係者等の協力を得ながら、社会全体、地域ぐるみで、子ども、子育て支援の環境向上やそうした環境整備に向けた意識の醸成をはかります。

2. 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、施策の実施状況の評価を実施します。その際、子育て当事者等の意見の反映をはじめ、子ども・子育て会議その他の子ども・子育て支援に関わる関係者の意見も参考にしながら評価を実施することとし、評価の結果をホームページ等で公表します。なお、計画に定める必要想定人数等が、大きく変動する場合には計画の一部見直しを必要に応じて行います。

資料

1. 計画策定組織 ※本計画策定期（令和2年3月現在）

(1) 安平町子ども・子育て会議

役職	所属	氏名	備考
委員長	安平町長	及川 秀一郎	関係者代表
委員	安平町教育委員会教育長	種田 直章	関係者代表
委員	安平町校長会代表	木村 義人	関係者代表
委員	はやきた子ども園長代理	福田 剛	認定こども園
副委員長	おいわけ子ども園長	山城 義真	認定こども園
委員	おいわけ子ども園学校運営協議会代表	村山 竜太	認定こども園
委員	はやきた子ども園学校運営協議会代表	真保 郵生	認定こども園
委員	安平町議会	鳥越真由美	議員指名
委員	安平町議会	多田 政拓	議員指名
委員	安平町PTA連合会会长	久米 守	社会教育団体
委員	安平町子ども会連絡育成協議会会长	原山 薫	社会教育団体
委員	安平町民生委員協議会会长	中村 力	地域福祉関係

(2) 安平町子ども・子育て会議子育て支援部会

役職	所属	氏名	備考
委員	有識者	松田 剛史	地域活動等
委員	安平町校長会代表＜小学校長＞	澤田 真次	関係者代表
委員	安平町民生委員協議会主任児童委員代表	垣内 敦子	地域福祉関係
委員	子育てサポーターの会ありす	川崎 知子	子育て支援活動
委員	安平町人権擁護委員協議会代表	沼田 厚一	地域福祉関係

(3) 安平町子ども・子育て会議青少年部会

役職	所属	氏名	備考
委員	安平町民生委員協議会主任児童委員代表	椎葉 浄子	地域福祉関係
委員	追分高等学校長	安部 泰彦	関係者代表
委員	更生保護女性会会长	井内キミ子	地域福祉関係
委員	苦小牧警察署早来駐在所長	宮岡 芳成	警察行政
委員	保護司	八木 韶子	地域福祉関係
委員	防犯協会会长	工藤 隆男	地域活動
委員	有識者	野村 治男	指導助言（退職校長）
委員	有識者	丸子 明人	指導助言（退職校長）

2. 計画策定に係るニーズ調査

①目的

新たな子ども・子育て支援制度の中で、次代を担う子どもたちのために行う事業を計画的に進める目的で作成する「子ども・子育て支援事業計画」の基礎資料として教育・保育や子育て支援の利用状況や利用希望などを把握するため

②調査の方法

○調査対象

令和元年 11 月 28 日現在で、安平町内で就学前児童（0歳～6歳）を持つ保護者
(全世帯を対象)

○調査件数

241 件（1世帯につき 1 件）

○調査内容

国の子ども・子育て会議で検討され示されたものを基に安平町独自の項目を加え、子ども・子育て会議子育て会議委員の意見を聴取し作成

○配布方法

町内認定こども園在園児の保護者へは、園経由で配布
未就園児の保護者へは、郵送で配布

○回収方法

オンライン回答フォームへの入力

○調査期間

令和元年 12 月 2 日（月）～令和元年 12 月 27 日（金）

③配布・回収状況

配布数	回収数	回収率 (%)	有効回答数	有効回答率 (%)
241	125	51. 86%	125	51. 86%

④調査項目

分類	調査項目
子どもが病気の際の対応	<ul style="list-style-type: none">・病気等で通常の事業を利用できなかった経験の有無・その際の対処方法とその日数・病児、病後児保育の利用希望の有無・病児、病後児保育の望ましい形態・病児、病後児保育を利用したいと思わない理由

	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事を休んで子どもを看病することの困難度
不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり	<ul style="list-style-type: none"> ・私用、通院等で不定期に利用している事業 ・事業の利用日数とその目的及び望ましい形態 ・事業を利用していない理由 ・泊りがけで家族以外に預けた経験の有無とその預け先 ・泊りがけで家族以外に預ける場合の困難度
育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業の取得の有無（母親、父親） ・育児休業を取得していない理由 ・育児休業取得後の職場復帰の有無とその時期（実際と希望） ・3歳まで育児休業を取得できる場合の希望取得時期 ・希望の時期に職場復帰しなかった理由 ・短時間勤務制度の利用の有無 ・短時間勤務制度を利用しなかった理由 ・育児休業給付や保険料免除の制度の認知度 ・1歳までの育児休業取得と保育利用の確保の関係
現在及び今後希望する事業の提供場所	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、保育所、子ども園等（町内、町外） ・地域子育て支援拠点事業（町内、町外） ・子育て短期支援事業（町内、町外） ・ファミリーサポートセンター（町内、町外） ・一時預かり（町内、町外） ・延長保育（町内、町外） ・病児、病後児保育（町内、町外）
子育て全般	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに関する情報の取得方法 ・家の近くの子どもの遊び場について感じていること ・子育ての楽しさや喜び、不安感や負担感 ・不安感や負担感の解消に必要なこと ・町に対して望む子育て支援 ・子育て支援施設や事業の認知や利用、今後の希望の有無 ・子育て支援施設や事業を利用した方の満足度
自由記載	<ul style="list-style-type: none"> ・教育、保育環境の充実など子育ての環境や支援への意見

3. 用語集

■15ページ 7行目	
待機児童	保育所の入所申込が提出されており、入所要件に該当しているが、入所していない児童。
■18ページ (10)	
東胆振の2次医療圏	比較的専門性がある入院を含む医療の提供が求められる区域。 苫小牧市、白老町、安平町、厚真町、むかわ町で構成される。
■23ページ 表中	
要保護児童	保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童
■14ページ 3. 中	
公私連携幼保連携型認定こども園	設置・運営主体は民間法人となり、市町村は当該法人と連携し、土地・建物など設置の支援を行いつつ運営にも関与する形態の幼児期の学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設であり、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設。認定こども園法の改正により制度化された。
■25ページ 下から3行目	
定員弾力化	市町村において待機児童解消等のため、定員を超えて入所できるようにすることをいう。 平成10年「保育所への入所の円滑化について」(厚生省児童家庭局保育課長通知)により行われている制度で、年度当初において概ね認可定員に15%、年度途中においてはおおむね認可定員に25%を乗じて得た員数の範囲内で、さらに年度後半(10月以降)は認可定員に25%を乗じて得た員数を超えて保育の実施を行っても差し支えないとされ、いずれも児童福祉施設最低基準を満たしていることを条件に認められることとされた。
■30ページ (7)	
児童養護施設	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護をする児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。児童相談所長の判断に基づき、都道府県知事が入所措置を決定する。
■32ページ (11)	
子育てサポート	保育所や幼稚園の開始時間までや終了後の預かり、保護者の用事がある時など、一時的にお子さんをお預かりする有料サービスで、町内の有

	志が集まり運営しています。
■39ページ 表2項目 指導方法や指導体制の工夫改善 内容欄中	
チーム・ティーチング	学級担当の教師が進める授業に、その教師とチームを組む他の教師が入り、生徒の習熟度などに合わせて担当教師を助力しつつ行う授業の形態。
■39ページ 表3項目 就学援助費の支給 内容欄中	
要保護	現に生活保護を受けているといないとかかわらず、保護を必要とする状態にあること。
準要保護	要保護に準する程度に困窮していると認められること。
■40ページ 表4項目 国際理解協力 内容欄中	
ALT	Assistant Language Teacher の略。日本人教師を補佐し、生きた英語を子どもたちに伝える英語を母語とする外国人を指す。
■56ページ 表5項目 家庭的保育 内容欄中	
家庭的保育者	保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者として、それぞれ必要な研修を修了し、市町村から認定を受けた者で、家庭的保育事業に従事することができる。
■60ページ 表5項目 母子家庭等自立支援給付金 内容欄中	
自立支援教育訓練給付金	雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有していない人が指定教育講座を受講し、終了した場合に支給される給付金
高等技能訓練促進費	看護師や介護福祉士等の資格取得のため、2年以上養成機関等で、修業する場合等に支給される給付金。
■23ページ 表中	
ワーク・ライフ・バランス	個人が仕事上の責任を果たしつつ、結婚や育児をはじめとする家族形成のほか、介護やキャリア形成、地域活動への参加等、個人や多様な生き方の家族が子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じた希望を実現できるようにすること。
■62ページ 表1項目 働き方の見直し 内容欄中	
一般事業主行動計画	次世代育成支援対策推進法に基づき、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、計画期間、目標、目標達成のための対策及びその実施時期を定めるもの。 従業員101人以上の企業には、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられている。
事業所内保育施設	企業などが、従業員のために事業所の敷地内や近接地などに設置・運営する保育施設

■64ページ 表1項目 DV 事業欄中

DV	ドメスティック・バイオレンス (domestic violence) の略で、同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力のこと。
----	---

4. 次世代育成支援対策行動計画の取り組みと評価

安平町次世代育成支援対策行動計画後期行動計画は、合併前の早来・追分両町で策定した前期計画で目標に届かなかった事業や、新町として追加するものなどを整理し、策定したものです。

国において全国共通に設定することが求められていた特定事業に係る目標事業量とその実績については、次ページのとおりです。

また、各事業については、安平町子ども・子育て会議の委員による評価や事業の実施状況や進捗度を踏まえ、総合的に評価をし、完了した事業、実施予定のない事業、引き続き取り組む事業など整理した上で、安平町子ども・子育て支援事業計画へ引継ぎます。

○安平町次世代育成支援対策後期行動計画における特定事業に関する目標事業量達成状況

事業名(項目)			15年度 状況	前期計画		後期計画	
				21年度		26年度	
				目標値	実績	目標値	実績
平日 雇用 間	3歳 未満児	認可保育所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	2ヶ所	2ヶ所
		保育5サービス(※1)	4ヶ所	4ヶ所	4ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
		うち、家庭的保育事業	未実施	—	—	—	—
		うち、へき地保育所	4ヶ所	4ヶ所	4ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
	3歳 以上児	認可保育所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	2ヶ所	2ヶ所
		保育5サービス(※1)	5ヶ所	5ヶ所	5ヶ所	3ヶ所	3ヶ所
		うち、家庭的保育事業	未実施	—	—	—	—
		うち、へき地保育所	4ヶ所	4ヶ所	4ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
		保育6サービス(※2)	5ヶ所	5ヶ所	5ヶ所	3ヶ所	3ヶ所
		うち、幼稚園預かり保育	未実施	—	—	1ヶ所	1ヶ所
		うち、へき地保育所	4ヶ所	4ヶ所	4ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
	年齢区分なし	特定保育事業 ※設定した場合	未実施	—	—	—	—
夜 間 帯	延長保育	未実施	1ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所
	夜間保育	未実施	—	—	—	—	—
	トワイライトステイ	未実施	—	—	—	—	—
休日保育		未実施	—	—	—	1ヶ所	1ヶ所
病児・病後児保育		未実施	—	—	—	—	—
うち、体調不良型		未実施	—	—	—	—	—
うち、病児対応型・病後児対応型		未実施	—	—	—	—	—
放課後児童健全育成事業		2ヶ所	2ヶ所	2ヶ所	2ヶ所	2ヶ所	2ヶ所
うち、国庫対象		2ヶ所	2ヶ所	2ヶ所	2ヶ所	2ヶ所	2ヶ所
■うち、その他市町村単独事業		—	—	—	—	—	—
一時預かり事業		未実施	1ヶ所	0ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
地域子育て支援拠点事業		2ヶ所	2ヶ所	2ヶ所	2ヶ所	2ヶ所	2ヶ所
うち、ひろば型		1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	—	—	—
うち、センター型		1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	2ヶ所	2ヶ所	2ヶ所
うち、児童館型		—	—	—	—	—	—
■うち、その他市町村単独事業		—	—	—	—	—	—
ファミリーサポートセンター事業		未実施	—	—	—	—	—

うち、ソフト交付金※対象	—	—	—	—	—
■うち、その他市町村単独事業	—	—	—	—	—
ショートステイ事業	未実施	—	—	—	—

※1：通常保育・家庭的保育・事業所内保育・認証型保育所・その他の保育所等

※2：※1+幼稚園の預かり保育

■：市町村単独で実施している同様の機能の事業について目標を設定しているもの。